

平成 26 年 10 月 6 日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10 時 05 分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、9 日の木曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

それではお諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（異議なし）

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

《産業振興推進部》

◎三石委員長 最初に、産業振興推進部について行います。

御報告いたします。

吉村副部長から、公務出張のため本日の委員会を欠席したい旨の届け出があつております。

それでは、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願います。

◎中澤産業振興推進部長 まず初めに、先ほど委員長から報告ございましたように、本日は副部長の吉村をニューヨークでの高知県ゆず賞味会に出張させております。そのため委員会を欠席させていただいておりますことを御了承をお願い申し上げます。

それでは、産業振興推進部から提出しております一般会計補正予算案を御説明させていただきます。

資料②の定例会議案説明書補正予算の 31 ページをお願いいたします。

理事所管を除きます産業振興推進部では、このページの一番上にあります移住促進課から 820 万 6,000 円の補正予算と、33 ページになりますが、それに伴います債務負担行為 1,771 万 9,000 円を提出させていただいております。

この予算は、県の移住相談窓口であります移住・交流コンシェルジュを現在の 6 名から 9 名に 3 名増員を行うことにより、移住希望者の相談体制の強化を図るものでございます。

移住促進の取り組みにつきましては、本年度は8月末までの移住相談実績が713名と昨年度の同時期に比べまして約2.2倍となるなど、相談者数が大幅に増加をしてきており、非常に多くの方に本県への移住に関心を持っていただいております。

そうした中、こうした流れをよどみなくスムーズに移住につなげていくために、相談をされました方へのきめ細かな対応など十分なフォローアップを行いますとともに、移住相談会での対応の充実あるいは地域とさらに連携を深めることが重要となってまいりますことから、相談体制の強化に係る補正予算案を今回提出させていただくものでございます。

詳細は担当課長から御説明させていただきます。

また、8月と9月に高知県産業振興計画フォローアップ委員会、そして高知県移住推進協議会をそれぞれ開催いたしましたので、各種審議会の審議経過等の資料をお手元に配付させていただきます。

以上でございます。

◎三石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈移住促進課〉

◎三石委員長 移住促進課の説明を求めます。

◎辻移住促進課長 先ほど部長から総括説明いたしましたとおり、移住・交流総合案内業務委託料の補正予算を9月議会に御提案させていただいております。

この業務は、平成25年度から平成27年度までの3カ年を委託期間とする業務でございますので、当該年度の予算としての補正予算が820万円余り、それから来年度分としての債務負担行為が1,770万円余りとそれぞれ計上させていただいております。

それでは、別とじの産業振興土木委員会資料の赤のインデックス、移住促進課のところをお開きいただきたいと思います。

昨年度に抜本強化いたしました移住促進の取り組みにつきましては、今年度、アクティブな情報発信による人材誘致などのバージョンアップを行い、今年度の移住者数400組、さらに来年度の年間500組という目標の達成に向け、全力で取り組みを進めているところでございます。

まず、今年度8月末までの実績について御説明いたします。

現状のところをごらんください。

移住実績につきましては、現在165組となっており、昨年同期の約1.2倍となっております。

次に、県と市町村の窓口への移住相談者数につきましては1,590人で、昨年度同時期と比較しますと約2.2倍となっております。

県のコンシェルジュへの相談者数も981人で、約2.4倍に大きく伸びている状況でございます。

また、その下の移住希望者を対象にした会員制度であります「高知家で暮らし隊」への新規登録会員者数、さらにその下の、県外で行う相談会の来場者数もそれぞれ昨年同期の約3.1倍、約1.8倍と大きく上回ってきている状況です。

このように、それぞれの実績が増加してきていることは、「高知家」プロモーションを初めとする、本県への移住を促すさまざまなPRが一定効いてきたのではないかと考えているところであります。

一方で、その下の目標達成に向けた課題としておりますように、多くの御相談をいただく中でやはり幾つかの課題というものも浮かび上がってまいりました。

まず一つ目として、相談者数が昨年と比較して2.2倍に急増しておりますので、こうした流れをとめることなく、移住の実現につなげるように、きめ細かな相談対応などのフォローアップを十分に行うことが必要となっております。

次に二つ目として、移住相談会への来場者もたくさんおいでいただいているわけですが、お客様をお待たせすることなく対応できる十分な体制をとっていく必要があるということ。

それから三つ目として、既に移住された方や地域と連携した取り組みによって、さらに人脈ネットワークを広げて、官民協働で移住促進に取り組むということ。

最後に四つ目として、地方での転職を希望されている方など比較的移住に関心が高いと思われる層に向けて、アクティブに情報を発信することが必要と考えますことから、今議会に補正予算案を御提出させていただいたところです。

その下の対策をごらんいただきたいと思っております。

こちらに3点、整理してございます。

1点目は、部長からもありましたように、現在6名で相談対応に当たっております移住・交流コンシェルジュを3名増員したいと考えております。3名の内訳としては、高知に2名、それから東京に1名を配置したいと考えております。現在6名体制ですので、あわせて9名の体制で相談に乗っていきたいと思っております。

2点目は、移住相談会への来場者数が前年度同期を大きく上回っておりますので、今後あと10回程度県外に出向いての移住相談会があるわけですが、移住コンシェルジュをなるべく手厚く配置することで、来場者の御相談に十分お答えをしていきたいと考えております。

3点目は、県と協定を結んだ人材ビジネス事業者は、今のところ4社ございますけれども、移住支援特使の皆様、大手民間企業の方々に御協力をいただいて、田舎暮らしを希望される方に高知での生活や仕事について関心、興味を高めていただくセミナーを開催し、その後の相談会への参加など具体的な行動に結びつけていきたいと考えております。

これらの取り組みにつきましては、ことし4月に県内で立ち上がりました民間の移住支

援に取り組む団体のネットワーク、高知家移住促進プロジェクトとも連携し、民間団体の方々の知恵もかりながら、移住を希望される方を確実に取り込み、目標の達成を目指してまいりたいと思っております。

なお、補正の金額の積算の内訳としましては、今年度分の 820 万円余りの内訳として、まず人件費が 490 万円余り、それから県外の相談会に出向いていくときの旅費とか、あるいはセミナー等を開催する際の経費といったものに充てる事業費が 230 万円余りとなっております。

それから、債務負担行為の 1,770 万円につきましては、人件費が 1,150 万円余り、それから②や③に対応する事業費が 400 万円余りとなっております。

以上で、移住促進課の補正予算についての説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 この移住促進の数字が成果を上げたように去年も聞きましたし、おととしも聞きました。取り組みが大いに成果を上げていることだろうと思いますが、全国でもブームで、ほかの都道府県も 2.2 倍とか 3.1 倍とかになっていますか。一生懸命取り組んでいることに水を差すわけではないですが、高知県の成果はわかりましたので、よその県は 4.5 倍とか 8 倍とかあるかもわかりませんので、そこら辺はどうですか。

◎辻移住促進課長 全国の動向を把握するまでには至ってなくて恐縮ですけれども、四国の他県の状況をお聞きしたところ、どこまで情報をストレートに教えていただいたかはわかりませんが、愛媛県と徳島県は、それほど極端にふえているというような感じではないようです。ただ、香川県は、瀬戸内海の島々、香川県の高松側ではなくて離島のほうに移住を希望される方の相談が結構ふえてきていると伺っており、そういったこともあって増加傾向にあるとお聞きしています。

◎森田委員 2.2 倍とか 3.1 倍とかはわからないということですかね。

◎辻移住促進課長 そうです、そこまではちょっと明らかではないです。

◎森田委員 他県はさておき、去年のこの時期にも対前年比 2. 何倍やから、倍々ゲームで 4 倍 8 倍 16 倍という感じかなと。

知事が、県内人口の縮小が経済の縮小にということを随分危惧されていますが、来る人は結構若い人がおいでるし、そういう人が県内生活をすることによって、また生産に携わることによって大いに成果を出していくので、コンシェルジュが足りないということであれば、高知要員も東京要員も大いに支援するということで私は了とします。

なお、前にテレビで見ましたが、トラブルがありますよと。田舎暮らしへ来る人はそれなりの腹ぐくりがあって来ないといけませんよと。その中で出たのは、雨が降り出したから洗濯物を取り込んだら、洗濯物にはさわってほしくなかったみたいなのを何回も何回もテレビでやるわけよ。それがよさで来ている人はもっと多いと思いますが、洗濯物にさわ

られて嫌やったという人一人が何回も出たわけです。

やはりそこら辺はもう少しマスコミも一緒になって、高知県の施策を前向きにやっているの、マイナスの部分抽出したようなのは、私は見ていてほんとに気持ち悪かったです。こうやって補正で県経済を立て直すにも人が要るよと、みんなが前向きにやっている中で、たまにそういう人もいるかもしれないけど、そうじゃないでしょうと、田舎暮らしってのは当然よくも悪くも、これだけファンが多いということはいいいとこがいっぱいありますよと。それで、高知県にはうまい物があり、自然があり云々という売りをどんどんやって、マスコミも一緒に歩調を合わせてやってもらうように、マスコミにももっと念の入った説明もしたらいいのではないかと感じましたが、部長どうですか。私はすごく嫌やったね。

◎中澤産業振興推進部長 私もそのテレビを見ました。やはり事実だと思います。年間に何百人も移住をされて、見ず知らずの土地で生活をする。当然、生活習慣とか土地の風習とか、人とのつながりとか違いますので、ああいう方がいらっしゃるのも事実だと思います。

だからこそ、本会議でも弘田議員にお答えをいたしましたけれども、その入り口の部分で、最初に入ってこられるとき、まさにこの移住・交流コンシェルジュ、あるいは市町村の専門相談員の方、あるいは地域の方々が、移住を希望される方々と手前に十分お話をし、こういう地域で、こういう伝統、風習、行事がありますということを理解していただく。

先ほど委員がおっしゃられましたように、私どもも万人に、100人いたら100人に気に入っていただける、やはりそれぞれの個性がありますので、合う合わないというのはあるだろうと思います。

その辺のミスマッチといいますかトラブルがないように、まさにこういう入り口の体制を強化して相談体制を強めることで、そういったトラブルを少しでも少なくしていきたいと思っております。

◎森田委員 そのお答えでいいですが、知事も中山間振興、あるいは安倍政権も文化・伝統を伝えていく、それで「まち・ひと・しごと」を創生しながらいくということですので、この取り組みは全然悪くないし、人口の再配分を、都市の過密化を解消することプラス地方の活性にもなるので、私は非常にいいと思いますので、ぜひ知事のその施策の思いに対してマスコミにもなお一層協力してもらうように、ネガティブ報道だけではなしに協力してもらいたいと思いますので、そこの部分も怠りないように取り組んでもらいたいと思います。

◎吉良委員 先日、常任委員会で北海道へ行き、北海道の取り組みも学ばせてもらいました。そこで一番びっくりしたのは、予算が非常に少なく、あそこはもうピークを過ぎた

のかなという思いもしましたけれども、民間の事業者に全部任せたいな雰囲気になっています。

それから、一番感心したのは、各市町村の子育てにかかわる諸事業が、これぐらいの分厚い資料になっていて、移住してくる方は一体どのような子育てに関する助成があるのだろうかとか、そこら辺のことを詳しく調べてやっています。やはりそういうものが具体的にないと一歩前に進まないのではないかということを感じました。

今回のこの補正予算ですけれども、単に量的なことでコンシェルジュをふやすのではなくて、何か具体的にそういうことでの前進を図るためのものがあるのではないかと思います。だから、それに人を配置して量的な処理をするのではなくて、内実的なことも含めて強化していこうというものがあるのではないかと思いますけれども、そこら辺についてももう少し詳しく、例えばコンシェルジュの中で具体的にこういう疑問があって、それになかなか応えられないと。だから、人員を配置して、こういうところを強化してやるんだということがあるのではないかと思いますけれども、それについてももう少し詳しくお願いします。

◎辻移住促進課長 吉良委員からお話のありました、いわゆるその高知に移り住んできて生活をしていく上でのさまざまなその暮らしに関係する環境の部分につきましては、私どものほうでも今「高知家で暮らす。」というポータルサイトを組み、そちらのほうでさまざまな情報を一元的に配信しているところですけども、その中にも仕事とか住むところの情報だけでなく、教育とか医療とか子育て関係とかの情報も市町村からいただいて、ホームページにはアップしている状況です。

ただ、使い勝手とか見やすさという点でいきますと、利用者から見たときにわかりにくいのかなと。市町村ごとになっていますので、市町村をある程度絞り切った方には、その市町村がどういう状況かということがわかりやすいかもしれませんけれども、まだ市町村を絞ってなくて、子育て政策といったことをまず概括的に見たいというニーズの方には、ちょっと利用がしぬくいのではないかと感じています。

まず当面は、工夫で例えばその見せ方を組みかえてみたりとか、できる部分の対策はできるだけ早く手をつけたいと思っておりまして、あともう少し、本格的にホームページの若干のデザインの組みかえ等も含めた検討が必要な部分が出てくれば、来年度の予算に向けて内部で詰めていきたいと思っていますところですよ。

◎吉良委員 今回、既に2倍以上の相談者もありますけれども、その人たちが、それぞれ個人によって違うでしょうけれども、ここが一番知りたいとかいう序列を持っていると思います。だから、それに対して具体的に情報提供していくことだろうと思いますけれども、さっきホームページの中を見やすくするとか説明がありましたけど、現時点で中身的にどうということなのかということを知りたいですけど、それについてはどうですか。

◎辻移住促進課長 コンシェルジュが移住を希望される方から御相談を受けた際には、ま

ず、どちらの市町村にということもありますけど、高知の仕事、それから住環境、さらにはお子様がおいでる御世帯であれば学校などの教育環境、それからその地域に比較的大きな病院があるのかないのかというような情報など、かなりきめ細かな対応を相談者の方に御提供させていただいているところでございます。

それで、かなり相談者数がふえてきているという部分で、もちろん一人一人にそのきめ細かな情報を提供するというを当然していくわけですけれども、若干お待たせしてしまうという部分が出てきておりますので、お一人当たり提供する情報量を絞るということは、正直なかなかできませんので、幅広く情報を御提供させていただく。なるべくお待たせすることなく、タイムリーにおつなぎしていくということを考え、コンシェルジュの増員を今回提案させていただいたという経緯でございます。

◎横山委員 移住促進という形で今取り組み成果が上がっているわけですが、それで今回6名から9名へ移住コンシェルジュをふやすということですが、雇用するときどんな資格を持っておる方を雇うのですか。それから男女とかも。

やはりコンシェルジュによって相談に来た方が移住するかどうかはかなり違うと思います。それから、相談を受けたことに対してのコンシェルジュの対応が要りますので、そこらあたりの県としてどういう研修をされているのかについてはどうですか。

◎辻移住促進課長 コンシェルジュにつきましては、業務を民間会社に委託しておりますので、その受託事業者側で雇用していただく形になりますけれども、その際に特別な資格を要件にはしておりません。

一般的な事務職とお考えいただければと思います。それから男女につきましては、男女不問という形で募集をかけております。以前は男性のコンシェルジュも1名いたと聞いていますけれども、このところはそもそも男性側の応募がなかなかないということもあるようですけれども、特段女性に限定しておるということではございません。

それから、資格は特段求めてないですけど、私どものほうが受託事業者に求めていることとしては、健康かつ明朗という一般的な部分は当然ありますけれども、やはり相談業務ということに着目し、いかに早くレスポンスするかということが肝になってきますので、迅速かつ的確に対応していただける方をぜひお願いしますということを仕様にも書いています。

その上で、受託事業者のほうで、コンシェルジュにも一般的な接遇であるとかさまざまな研修をしていただき、それからコンシェルジュ事業のこれまでの主な業務内容、実際その相談業務としてお客様に相對して、どのような内容の問いにお答えをしていくのかというようなことを研修していただいていると聞いています。

◎横山委員 ありがたいことに相談件数もどんどんふえていますので、その中から移住をしていただける方をふやして、結果を出さないといけませんので、コンシェルジュの役割

は大きいと思います。だから、コンシェルジュに相談することによって、移住したいという思いになるということが大切ですので、ぜひそういう対応ができるような研修を、事業者のほうにお願いすることも大切なことだと思います。

それともう1点、県ばかりでなく市町村もいろんな形で移住促進に取り組んでいるわけですが、コンシェルジュと市町村との関係は、どんな形で対応され、そのことが実績としてどうなっているのか、そこらあたりをお聞きしたいです。

◎辻移住促進課長 市町村のほうでは、専門相談員という方を置いているケースが多くなっています。現在のところ、18市町村で専門相談員の方を置いております。こちらは、基本的に市町村が臨時または非常勤の職員として雇用するケース、あるいは嶺北とか須崎のように、地元はその移住支援に取り組むNPOなんかがあるときは、そちらに相談業務を委託するような格好で相談員を置いている市町村が今現在のところ18ございます。

今年度中にさらに4つか5つぐらい配置する市町村がふえる予定で、来年度も今のところの予定ですけど、さらに7市町村で相談員を配置するというので、ほぼ全県的な体制ができ上がるのかなと思っております。

市町村側の窓口としての相談員と、うちのコンシェルジュがおり、まず、特段市町村を絞り込むことがない方はうちのコンシェルジュのほうに御相談が来ますので、そこで一定やりとりをし、相談者の御希望に沿う市町村を徐々に絞り込んでいった中で、幾つかの市町村に話をおつなぎしてみましようかということで、日ごろから連携を密にしてやりとりをしているところでございます。

◎梶原委員 先ほどから御質問もありましたが、これまで移住者が増加して、年々その人数を積み上げてこられて、努力を大変されたということを確認した上で、ちょっと今回の数字のことについてですが、先ほど森田委員からもありましたように、今の移住ブームはこれからもやはり各都道府県、市町村等がほかの県に比べて何をするのか、ほかの市町村に比べてプラスアルファ何をしていくのかということで、一応ブームというのは続きそうですけども、今回その相談者も暮らし隊登録者も相談会来場者も2.2倍、2.4倍、3.1倍、1.8倍とほぼ2倍以上ふえたのに、移住者自体は1.2倍ということは、ちょっと厳しい言い方をすれば取りこぼしをしていると。平均して2倍移住者もふえてれば全体的な数字になると思いますが、そのために今回その交流コンシェルジュをふやされてということで、そういう皆さんの活動を手助けするツールの充実というのもさらに大事になってくると思います。

先ほど吉良委員が言われたように、自分たちも北海道も視察させていただき、あれほど認知された北海道でも、さらに知ってもらおうということで、皆さんが高知県に住む場合、課長が言われたように市町村を絞ってきている場合はいいですけど、絞っていない場合はやはりまず一番気になるのは、住むところ、仕事、子育てをどうするのか、それプラスア

ルファの魅力があってその市町村へ行くわけですね。

ですから、先ほど言っていた三つはすごく大事なことです、吉良委員も言われたように、これが北海道に行ったときに拝見させていただいた冊子ですけど、一目で全ての市町村の情報がわかります。その市町村が住宅に対してどういう支援をしてるのか、仕事もその市町村にどういう企業があるのか、子育てに対してどういう支援があるのか。まず一覧で市町村別に、どれがある何があるというのが〇×ですぐわかって、さらに細かく、あるとしたらどういうことがあるのか、子育てなんかは医療費の補助が小学生までなのか中学生までなのか。

こういったことは、先ほど出たコンシェルジュなんかが、移住希望者に話をする上でも有効なツールでありますし、それから相談会へ来る前に移住に何となく興味があるといった潜在的な、まだこれから来られる方に対してのアプローチの両面にとってもすごく役に立つツールだと思います。確かにホームページ上で見るものを充実させるのも必要ですけど、やっぱり手にとってわかるものの充実も必要だと思いますけど、その辺についてはどうですか。

◎辻移住促進課長 今、梶原委員からお話がありました北海道の事例を私どもも参考にさせていただくということで、今作業を進めています。パンフレット等を冊子にするのはちょっとまた来年度の対応になると思っておりますけど、差し当たり、先ほど申し上げましたホームページでの情報の見せ方の部分で、少なくとも一覧形式ですぐに見れる、どこがどうなんだということが、まだ漠然と考えておられる方々に対して一定の判断材料になるということで、できれば今月末ぐらいをめどにデータを整理してアップしたいということで、今作業をしておるところでございます。

◎梶原委員 その辺の人的なプラスとあわせて、人的な皆さんをサポートするツールの充実というのもこれから図っていただきたいと思います。

またコンシェルジュの話、先ほど横山委員へのお答えにもありましたけれども、的確にレスポンスするであるとかいろんな能力を求められる中で、やはり一番大事なのが高知の魅力をいかに伝えられる人であるかということにもかかってきますので、またあわせて相手先のいろいろな戦略をこれからも充実させていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西森（潮）委員 この移住の取り組みについて、私は、高知県はよく頑張っていると思って、敬意を表します。

しかし、本当は高知県の人口がこういう自然減とかそういう急激な減少がなければ、よそからそれほど無理に来てもらわなくても、前からいる人を大事にしてふえていくようにする。本当はそれが理想なんだろうと思います。

ただ、私も田舎の四国山脈の山にへばりつくような環境の中で劣悪なところで育っている

から、人口減というのがもう何十年も前から始まっていて、ずっとその危機を訴えてきたけど、行政のほうでは人口減とか少子化とかいう問題は、知事もそうだったけど、国の政策だということでした。最近になってやっと真剣に深刻にやっているけど、やはり国民全体が考えて、意識を変えてやっていくべきだという思いでそういう話をしてきた。

今のふるさと納税の創設は福井県の西川知事の発想から出たものです。義務教育で子供を教育しながら、成長してやっと貢献してもらえるかと思ったら、その子たちは都会に全部吸収されてしまうと。これは高知県も同じような状況です。だから、大きく成長してから都会でその人口を吸収するのなら、もう少し先生とか教育負担とかを都会で負担すべきだという発想で、ふるさと納税というのができたんです。

それともう一つ、福井県も少子化対策を非常に熱心にやっており、私が行って知事にもいろいろ話を聞いたけど、福井県では、要するに3世代同居については、県が住宅なんか補助金を出すと。どうしてもそれがかなわないところは、おかげで冷めない範囲で生活をするようにすればという運動を起こした。というのは、近くでおじいちゃん、おばあちゃんがおれば、親が共働きしていても、子供が病気になったら、おじいちゃん、おばあちゃんにすぐ預けることができると、そういう県民運動を起こした。そうしたことが、福井県は比較的出生率が高い一つのアイテムになっています。

そういうこともあったので、高知県でももう少し少子化問題なんかも力を入れるべきだと言ってきたけど、最初のほうは、そんなことは国のやることだという考えだった。最近では深刻になって、知事も知事会の中でも少子化の指導者になって、座長か委員長かやっている。それは結構なことですよ。

そこで、先ほどの森田委員の質問にも関係するけど、報道機関なんかの姿勢もそうですよ。やっぱり自分たちも高知県の報道機関だということで、高知の振興をどう考えていくかというような姿勢で取り組んでもらうということが大事ですよ。

具体的に言うと、中澤産業振興部長も行っておられた、9月6日、7日にあった「ゆすはらグルメまつり」は、四国山脈の高原の都市でありながら、想像以上の活気を呈する人でした。しかも、その中で7割が愛媛県の人で、3割が高知県の人と。役場の前の広場は市場みたいな出店といっぱいの人でした。

そこへ高知からもマスコミが行ってたけど、愛媛県はNHK以下5社、民放も全部行って、愛媛県ではその報道がその日のうちにニュースで流れていました。高知県ではその日にニュースやテレビで流していたのは1社だけです。しかも、その催しをあるマスコミの子会社がプロデュースしているのに、その会社ですら当日報道していないという、そういう姿勢ですよ。

マスコミは全部、県も株主ですよ。もっとそういう点を自覚してもらって、マスコミにも一緒に盛り上げてもらおうと。愛媛県はその日にすぐ昼ごろからとか夕方とか報道しま

した。私は全部聞いたから。高知新聞でも翌日の新聞へは出てたけど、終わってからですよ。それがその日のうちに報道しておけば、2日間あるわけですから、翌日もたくさんの人が行きますよ。そういうふうにして盛り上がっていくのだと思います。

そういう点にも注視して、県がやるだけではなく、いろんな機会にそういうことについても協力してもらおうという姿勢、そういう総合的に取り組んでいくということが必要だと思いますが、部長は行っておられてどう感じましたか。

◎中澤産業振興推進部長 地元の報道機関、テレビであったり新聞であったり、やはりこの今の産業振興の取り組み、それから西森委員から御指摘ありました全体の人口減少・少子化の問題に関しては非常に興味を持っていただいていると思っております。

産業振興計画にかかわる各地域でのさまざま特産品開発とか観光の取り組み、それから移住の実態についても取り上げていただくケースはふえてきているものだと思います。

ただ、今お話にありました、まさに梶原のあの盛り上がりは、私自身も目の当たりにさせていただいて、失礼ですけど、あの山の中で人口の少ないところで、あれだけの人が集まるといふ光景をほんとに目の当たりにして、すごい地元の取り組みの熱意が花開いた結果だなと思って、ほんとにそういう意味では心から敬服したという印象を持たせていただきましたけれども、ああいった機会を、先ほど森田委員からもございましたが、私どもも発信しておりますけれども、地域本部がございますので、地域本部のほうから各報道、当然その主催者が情報提供はしておると思っておりますけれども、その催しの意義であり、梶原のお祭り而言えば、あれだけの規模のものっていうのはもう目にした者であれば、この意味の大きさというか、価値の大きさというのはわかると思っておりますので、私どももそうですけれども地域本部を通じて、こまめに報道への情報提供あるいは取材依頼ということをあわせて、努力していきたいと思っております。

◎西森（潮）委員 そこで、愛媛県の全てのマスコミへ電話して、どういう趣旨で取材をし、報道したかを聞きましたけど、四国で一番高い町で、日本全体もそうだし、四国もそうですけど、山間地域というのは人口減とかいろいろ疲弊したことで自信を失っている。

その中で、梶原は、政府の施策にもアンテナを張って取り込み、あらゆる面で注目される先端的な事業や振興策を一生懸命やっていると。この姿勢を評価し、お互いに学ぶことがあると思って、愛媛県からも取材に行き、報道させてもらいましたと。非常に勉強になりましたと愛媛県の報道機関が評価しているのに、高知県の報道機関が終わってから記事に出したりテレビで報道したりしているようでは、いくら知事が手を振り上げてやってもそれではね。そういうところで協力もしてもらおうとしない。そのために株主にもなっているわけだから、そのことを強くお願いしておきたい。地域がいろんなことに取り組むことを、テレビ、マスコミで取り上げてもらう影響は大きいから、ぜひ一緒に取

り組んでいくということを、協力要請していくべきだと申し上げておきます。

◎黒岩委員 この目標達成に向けた課題の中の人財誘致の強化、人の宝について、各市町村においてはどんなニーズが多いですか。

◎辻移住促進課長 市町村から今いただいている情報の中心はほとんど地域おこし協力隊が多いです。それ以外のルートとしては、例えば商工会議所等のルートで、それぞれ民間企業の方にこういった仕組みがあるということのPR等をお願いしておりますので、民間企業からはそういったルートで情報が我々のほうに集まってきますけども、市町村は基本的に協力隊についてのニーズがございます。

◎黒岩委員 今、非常に協力隊の枠も広げて、また移住の確率も高いですね。そのままいるという意味では、生活の中で実感として好きになっていくという率が高いわけですから、そういう意味では、そういう人がどんどんふえてくれば、また環境も変わってくると思います。若い人が主体でしょうから、さらにできればいいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎三石委員長 以上で質疑を終わります。

以上で産業振興推進部を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 次に、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

最初に、理事の総括説明を求めます。

なお、理事に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 それでは、提出議題につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしています補正予算資料をごらんいただきたいと思っております。

1枚目に補正予算総括表がございます。

補正予算につきましては、中山間地域対策課からは離島航路の運営費への補助でございます。

鳥獣対策課からは国からの鳥獣被害防止総合対策交付金の配分が当初予算額以上になりましたので、これを有効に活用するためのものがございます。

交通運輸政策課からは土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、土佐佐賀駅のバリアフリー化に要する経費を補助するものがございます。

3課で合計5,039万1,000円をお願いしております。

また、このほかに報告事項として、とさでん交通株式会社について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明させていただきますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈中山間地域対策課〉

◎三石委員長 初めに、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎前田中山間地域対策課長 それでは、中山間地域対策課の補正予算案について御説明したいと思います。

お手元の議案説明書のNo.②の 34 ページをお開きいただけますでしょうか。

今回補正をお願いいたしますのは、中山間地域対策費のうち離島航路運営費補助金の 3,309 万 5,000 円でございます。

内容につきましては委員会資料のほうで説明したいと思いますので、別とじの委員会資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

この離島航路運営費補助金につきましては、人口減少や高齢化の進展に伴い生活環境が悪化しております離島地域の航路の維持と改善を行うことにより、離島住民の皆様の生活の安定と向上を図ろうとするもので、その運航により生じた欠損額を国の制度に連動させて、県でもその一部につきまして事業者に対して助成する制度でございます。

現在、国から指定を受けております県の離島航路は、須崎市の浦ノ内湾を巡航いたします坂内～埋立航路と宿毛市の沖の島地域と片島を結びます沖の島～片島航路の二つの航路がございまして、このいずれも地元の自治体が事業者となり運航を行っております公営の航路でございます。

また、今回の補正の対象期間となっておりますのは、平成 25 年航路年度で、期間で言いますと平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月までの 1 年間となっております。

県の補助金の算出方法としましては、国の監査を受けた後の欠損額から国庫補助金等で補てんされる額などを引きました残りの欠損額が、県の補助の対象の経費となっており、その 3 分の 2 につきまして県が補助するものでございます。その結果、補助金としては、須崎市が 1,264 万 1,221 円、宿毛市が 2,045 万 3,377 円で、両市合わせて 3,309 万 4,598 円となっております。

両市とも旅客数の増加に向けて、お遍路さんへの周知とか地域の観光 P R などの活動を行っており、収益アップに向けて積極的に取り組み、また、修繕を自前で済ませるなど経費の節減に向けた営業努力を行っておりますが、人口減少等が進む中、なかなか利用者を確保するのが難しい状況となっております。

これらの路線につきましては、通学や生活物資の運搬など、住民の皆様の暮らしを支える上で大変重要な航路でありまして、離島地域の皆様にとりましても、欠かすことができない交通手段として大きな役割を果たしていますことから、県としましても継続して支援を行う必要があると考えています。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 海の航路も道路と一緒に守らなくてはならないと思います。そのためにはなかなか市町村も県も大変だと思いますが、毎年ずっと予算化されていますので、ここ3年間ぐらいの乗客数と最終的な補助額などを整理したものがあればいただけたらと思います。

◎前田中山間地域対策課長 後でお返ししたいと思います。

◎横山委員 そのデータを今お持ちでないようですが、今いろいろできるだけ経費のかからないような形で取り組んでいくというような話がありましたが、その状況等について、どういう形で把握をし、具体的にはどんな形で取り組みをされているのですか。

◎前田中山間地域対策課長 須崎のほうはその運営航路をどうするかということで、去年から須崎市と県で協議会を立ち上げて、それに交通の専門の先生にも入っていただき、今後、横浪半島の交通手段をどうするかということと一緒に考えています。

宿毛市につきましても、我々も毎年現地に入りまして地域の方々との意見交換、こないだも8月に行ってきましたけれども、そんな感じで地域に行き、地域の皆さんや宿毛市、県で協議をして、どういった形でその改善をするかということを具体的に話しているという状況でございます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈鳥獣対策課〉

◎三石委員長 次に、鳥獣対策課の説明を求めます。

◎松村鳥獣対策課長 それでは、補正予算案について説明させていただきます。

お手元の産業振興土木委員会資料の赤のインデックス、鳥獣対策課の2ページをお願いします。

今回の補正予算案につきましては、本年度の国の鳥獣被害防止総合対策交付金の本県に対する配分が県の当初予算以上にありましたので、これを有効活用するために計上させていただきます。

この交付金は、野生鳥獣により深刻化・広域化する被害に対しまして、地域ぐるみでの被害対策、被害防止活動や侵入防止柵の整備などの鳥獣被害防止対策をオレンジの枠で囲んでおりますように、ソフト、ハードの両面から総合的に支援するものでございます。

本県では、この交付金を活用しまして、市町村段階の鳥獣被害対策協議会などが実施主体となって、捕獲技術講習会とか被害対策研修会の開催、またイノシシやシカの捕獲おりの捕獲機材の設置、鳥獣被害対策実施隊による鳥獣の捕獲や追い払いなどのソフト対策、また侵入防止柵の設置などのハード対策を実施しているところでございます。

オレンジの枠の下の青で囲んだ中にあります交付率の項の米印にありますが、侵入防止

柵の設置を集落の住民の方などが自力で施工する場合に資材代が全額補助対象となりますので、集落ぐるみでの被害対策の推進などに有効活用させていただいております。

なお、補正予算案の内訳ですが、推進事業費 428 万 6,000 円、整備事業費 67 万 6,000 円、合わせまして 496 万 2,000 円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 侵入防止柵について教えてください。自力で行う場合は全額補助ということですが、例えばこの場合の広さとかの要件はどのようになっていますか。

◎松村鳥獣対策課長 特に面積等の要件はございませんが、最低 3 戸以上の共同でというのが原則になっておりますので、実施する場合は 3 戸以上でということになっています。なお、施工費は対象にならないですが、資材費は全額が補助対象になりますので、特に 3 戸以上の共同でやる場合、これを集落でなるべくやっていただくようにということで、県としても推進しているところでございます。

◎土居副委員長 あくまでも資材費ということで、それを施工する、あるいは差し込むだけではなくてコンクリを入れるとかそういうふうになれば、それはもう自前でということですね。

◎松村鳥獣対策課長 そのようになっています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 次に交通運輸政策課の説明を求めます。

◎矢野交通運輸政策課長 それでは、交通運輸政策課の補正予算について、御説明させていただきます。

産業振興土木委員会の 9 月定例会議案説明書②の 38 ページをごらんください。

安全安心の施設整備事業費補助金として 1,233 万 4,000 円を計上させていただいております。

補正予算の概要の詳細につきましては、別添資料の赤の交通運輸政策課のインデックスのページをごらんください。

土佐佐賀駅は、旧国鉄時代の昭和 38 年に建設され、その後、現在の土佐くろしお鉄道に移管された駅舎でございます。中村・宿毛線の中で特急列車が全便停車する駅の中では、バリアフリー化対応ができてない唯一の駅舎でございました。

まず、現状ですけれども、資料左上の現状写真をごらんください。

土佐佐賀駅では、列車に乗るためには、必ず跨線橋を渡ってホームに渡らなければならない構造となっています。ホームを挟みまして上りと下りの路線は分かれており、それぞれ一方通行の状況になっております。この跨線橋を渡ることは、現在、車いすの利用者や

あるいは高齢者などの方にとりまして大変大きな負担となっておりますので、このたび国の支援を受けられる見込みとなりましたので、関係市町村とともに支援を行おうとするものでございます。

改修の方法は、その下のほうに写真でお示ししておりますので、御説明させていただきます。

まず線路を横断する通路、ここでは緑色の部分でお示しておりますが、これを線路内に設け段差を解消し、ホームへと続くスロープを設置いたします。このことにより、駅舎からホームまでは線路を横断するということになり、安全面の課題が生じるという懸念がございますけれども、安全対策としまして、この通路は列車の停車位置より当然ながら前方に設置いたしますし、あわせて遮断機も設けるということで、国の承認を得る見通しとなっております。

また、安全対策上、列車停止位置より前方に通路を設け、そこからスロープを接続させるという工事が出てまいります。そのため、スロープの傾斜等を確保するに当たり、既存の跨線橋を撤去する必要があるがございますので、あわせて跨線橋の撤去も行う計画となっております。

なお、工事の発注は、会社のほうから指名競争入札により行うと聞いております。

以上が今回の補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 これは、線路の上にふたをするようなイメージですか。

◎矢野交通運輸政策課長 ふたということではなく、線路を遮るわけにはいきませんので、緑の部分が通路になるということでございます。

◎中面委員 通路はわかるけど、ホームからいったん下へおりるということでしょ。

ホームから下がって、線路と対対でこう通路をつくっていくということですよ。

◎矢野交通運輸政策課長 はい、そういうことになるかと思えます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管の議案を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 続いて、中山間対策・運輸担当理事所管から1件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

〈交通運輸政策課〉

◎三石委員長 とさでん交通株式会社への対応について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎矢野交通運輸政策課長 それでは、とさでん交通株式会社への対応について御説明させていただきます。

とさでん交通への対応については、これまでも御報告させていただいている内容もございますので、重複する部分もございますが、改めて概要を御説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料をごらんください。

まず、新会社について御報告をさせていただきます。

お手元の資料のカラー版ですけれども、9月19日の資料をあわせてごらんいただきたいと思っております。

1 ページをお開きください。

とさでん交通は10月1日に設立され、代表取締役には片岡万知雄氏が就任されております。なお、会社設立に先立ち、9月26日には、路線バスや路面電車の事業免許に関すること、また後ほど触れさせていただきますが、産業競争力強化法に基づく事業再生計画についての認定等につきまして、国からの認可をいただいております。

2 ページをごらんください。

取締役や監査役についてはごらんとおりでございます。

3 ページをお開きください。

とさでん交通は、路線の再編やサービスの充実などを通して、利用者の満足度を高めていくという基本的な考えのもとに、利用状況等のデータに基づく経営の徹底と接遇の向上や安全・安心の徹底、コンプライアンスの強化などを柱とする経営戦略を定めました。その実現に向けまして、組織体制も運輸事業戦略部と接遇センターを専門部門として設けるなどの体制の充実が図られております。

4 ページをごらんください。

とさでん交通では、「見える化」と「見せる化」という二つの戦術を掲げております。

まず「見える化」でございますけれども、これまでの経験と勘による経営から脱却し、データに基づく経営をバス・電車へ導入していこうというものでございます。

次に「見せる化」につきましては、接遇サービスあるいは安全・安心、コンプライアンスの三つの柱につきまして、西日本一を目指していくというものでございます。

そういった取り組みを継続することにより、3年目の単年度黒字化、実質債務超過の解消を実現することなどにより再生を図ろうというものでございます。

5 ページをお開きください。

「見える化」データ経営の実現プロセスでございますが、常にPDCAを繰り返し、路線別収支等の把握の強化、あるいは利便性の高い路線再編、乗りやすいダイヤ改編を行っていくこととしております。

なお、公共交通事業に関する協議機関とモニタリング会議については、後ほど御説明をさせていただきます。

A4の赤のインデックスのある1枚物に戻っていただきたいと思っております。

二つ目の旧会社についてですが、土佐電鉄と県交通は11月1日に解散し、それ以降は清算会社となり、それぞれ遊休資産の処分を行うこととなっております。

次に、この子会社についてですが、15社ございますけれども、とさでん交通に統合されました土佐電ドリームサービス以外の子会社につきましては、現時点では現状維持となっております。

次に、県としての対応について御説明させていただきます。

今後の経営については、会社が主体的に取り組んでいくこととなりますけれども、その取り組みについて、県や関係市町村では、二つの対応により確認あるいは要請をしてまいりたいと考えております。

一つ目がモニタリング会議に参加する事業再生計画の進捗管理、二つ目が利用者目線に立った利用促進・増収対策に関する協議会の設立でございます。

まず、モニタリング会議ですけれども、先ほどのカラー版の6ページをあわせてごらんいただきたいと思います。モニタリング会議とは、一般的には事業再生途上にある企業が債権者たる取引金融機関に対して事業再生計画の履行状況等を説明するために開催されるものでございます。

したがって、参加者は意見や助言は行いますが、その場で何かを決めるような性格のものではなく、また、株主が参加することはまれであるとされております。

ただ、今回は自治体も出資という形で重要な役割を担うこととなりますので、取引金融機関に加え、県や市町村、自治体もモニタリングに参加することとし、事業再生計画の履行状況や公共交通の課題等への取り組みについて、継続的にモニタリング、いわゆる確認をしていくこととなります。

なお、先ほど申し上げましたけれども、9月26日付で産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定がなされましたことから、今後、国においてもその事業の進捗管理がなされることとなっております。

次に、二つ目の利用者目線に立った利用促進・増収対策についてでございます。

今後、関係自治体や学識経験者などをメンバーとする協議会を設立することとしておりまして、路線再編に向けた検討や、路線バス・路面電車の利便性、収益性の向上のための施策の検討などを行うこととしております。

次に、三つ目の国等との連携についてでございますが、記載してありますように、国への政策提言や、先ほど申し上げましたモニタリング会議や新たな協議会の設立を通して、市町村と連携し、課題を共有する機関とのさらなる連携に取り組み、持続可能な公共交通の実現を目指し、一体的かつ効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、別添でございますけれども、9月24日の利便性の向上についてという資料をごらんください。

この資料は、9月24日に、10月からの路線再編や新サービスについてと題しまして、会社が発表した際の資料でございます。

既に委員の皆様にはお配りさせていただいておりますけれども、改めて主なところだけ説明させていただきます。

まず2ページをお開きください。

今後の公共交通事業の目指す形を示した図となっております。

10月からの路線再編でございますけれども、4ページをお開きください。

まず、統合メリットをお示ししております。

これまで、土電・県交通の両社のバス路線は、運行エリアがすみわけされていることなどにより、利用者の皆様に御不便をおかけしたところも多々ありました。例えば、イオンモール高知には、従来は土電だけが乗り入れており、県交通は乗り入れが難しかったと聞いております。しかしながら、今回の統合により、県交通の拠点であった一宮営業所からイオンモールへ直接行くことのできる路線が設けられました。このように、今回の経営統合により、利便性の高い路線を引くことができるようになりましたことから、これまで乗りかえが必要であった一部の路線が、乗りかえなしで目的地に行けるようになったことがまず統合のメリットとして挙げられると考えております。

6ページをごらんください。

地元の皆さんからの御要望も踏まえ、潜在的な需要に対応するため、観月坂と宇津野の間をつなぐ新たな路線を新設いたしました。このことにより、観月坂にお住まいの方にとって市内中心部へのアクセスの利便性が向上されたと考えております。

なお、休廃止路線につきましては、二つございますが、それぞれの路線とも利用者が少なく、代替の交通手段もあることから利用者の皆様への影響は少ないものと聞いております。

7ページをごらんください。

先ほどの路線再編に伴います便数の増減について説明させていただいた資料となっております。

赤色の線が増便した路線、青色の点線が減便となった路線でございます。高知市北部地域を中心に便数の増減が発生しております。

続きまして9ページをお開きください。

バス停のロゴでございます。バス停は新会社のロゴマークを使い、見やすいものに順次改修することとしており、この10月からは路線再編のございました北部地域を中心に設置されております。

10ページをごらんください。

停留所につきまして、これまではりまや橋は、②、③でお示ししていますように、はり

まや橋という同じ名称の停留所が二つございました。これはなかなかわかりづらいというお話もございましたので、名産センター前の停留所を北はりまや橋に変更するなど、わかりやすくしております。

11 ページをお開きください。

その他の停留所につきましても、重複した名称を解消したりして、ごらんの通り改善を図っております。

続きまして 12 ページから 18 ページまでは、これまで両社が実施しているサービスを紹介しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

少し飛びますが、20 ページをごらんください。

これは、バスや電車の車内に掲示されております新会社のポスターでございます。丸に囲まれたものが、この 10 月から始まった新たなサービスとなっておりますので、それぞれ概要を御説明させていただきます。

21 ページをお開きください。

まず、系統番号化でございます。バス路線がわかりづらいというこれまでの御意見を受けまして、複雑な路線をアルファベットや数字で整理し、色分けすることにより、わかりやすいバスマップや案内図を作成し、バス停等に掲示しております。

22 ページをごらんください。

系統番号図の概要図をお示しております。こちらにあるようなバスマップをはりまや橋やはりまや橋のバスサービスセンターや各営業所に備えておりますほか、今後はホテルや大学などでも配布させていただくことで周知を図ってまいりたいと考えております。また県でも観光パンフレット等にも掲載することによって PR を図ってまいります。

24 ページをお開きください。

このようにバス停にもバスマップを掲示し、あるいはバス車両にも番号表示をしております。系統番号化については、取り組み自体は行き先や乗り継ぎ方法がわかりやすくなったと好評をいただいていると聞いておりますけれども、時刻表の文字が小さい、あるいは余計わかりづらくなったという御意見が多々ございました。会社のほうでは早速 10 月 3 日から表示を拡大した時刻表を停留所に張り直すなど着手しておりますけれども、なお今後とも改善について努めていくと聞いております。

25 ページをごらんください。

はりまや橋周辺には上下便合わせて八つの停留所があり、乗り継ぎがわかりづらいという課題もございましたので、行き先と系統番号を表示した乗りかえ案内版を多数設置しております。

26 ページをごらんください。

新しいサービスの二つ目としまして、観月地区と西孕地区でバスの 200 円均一区間も拡

大いたしました。従来からのサービスとして、ICカード「ですか」で路線バスを御利用になった場合、200円均一区間であれば1日に何度乗っても自動的に500円が上限となるオートワンデイサービスというのがございます。200円均一区間とオートワンデイサービス区間が同一エリアとなりますので、10月からは観月地区と西孕地区でも、オートワンデイサービスが御利用いただけるようになりました。

27ページをごらんください。

三つ目といたしまして、乗り継ぎ割引ポイントの拡充でございます。

昨年の10月から「ですか」を利用してバスからバス、電車からバス、バスから電車へそれぞれ乗り継ぎを行った場合には、一定額の運賃が割引となる乗り継ぎ割引ポイントをはりまや橋など9カ所に設置しておりました。

この10月からは新たに高知市北部地域で2カ所、いの町周辺で1カ所を追加し、全体で12カ所の乗り継ぎポイントといたしました。また、高知駅周辺の乗り継ぎポイントでは、これまで土電の一部のバス路線のみが対象となっていたものですが、今回の設立により運行する全てのバスに適用されるようになりました。

28ページをごらんください。

最後に、子育て支援のサービスでございます。

これまで、保護者同伴の6歳未満のお子様の電車やバスの御利用につきましては、子供さんは1名まで無料でしたが、それを2名まで無料に拡大いたしました。

また、通常の優先座席に加え、妊娠されている方やお子様連れの方専用の優先座席を子育て支援優先座席として、全ての路線バスや電車に順次設置していくこととしております。

29ページをごらんください。

「ですか」の利用限度額に応じて、チャージ金額に還元できる「ですかポイント」というポイントサービスがございます。子育てサポートの一環といたしまして、10月からは、小学生以下の付与率や還元率をアップし、それぞれの利用促進を図ることとしてございます。

最後に、今後検討するサービスについて御説明させていただきます。

31ページをお開きください。

今後、とさでん交通ではデータ分析や利用者のニーズに基づき、新サービスを検討、実施していくこととしてございますが、ここでは、主に三つの取り組みを掲載してございます。

1点目は、バス路線の抜本的な再編でございます。今後は、先進事業者や大学などと連携し、路線バスの乗降データなどの収集・分析を進めることにより、適正なバス路線への再編を進めていくこととしてございます。

また、今後設置されます公共交通改善に関する協議会におきまして、県や関係市町村、

学識経験者などの御意見も踏まえ、具体的な検討がなされることとなります。

2点目は、乗り継ぎサービスの拡充や企画乗車券の充実でございます。

「ですか」のシステム改修を平成27年度に実施する予定でございます。それにあわせて新たな乗り継ぎサービスに対応できるシステムとすることを検討してございます。

今後は、乗降データや利用者アンケートなどを詳細に分析し、利用者目線に沿った新サービスを展開していくことになってございます。

3点目は、スマホ対応型バスロケーションシステムの導入でございます。バスロケーションシステムは、愛媛の伊予鉄などでは、バス停の電光表示盤に運行情報などが掲載される取り組みを既にやっております。とさでん交通では導入コストの面などから、急速に普及しておりますスマートフォンを活用したスマホ対応型のバスロケーションシステムについて、今後検討を進めていくこととしてございます。

最後に32ページでございます。

今後検討するサービスのスケジュール等をお示ししております。

以上が、9月24日に会社が公表しました利便性の向上についての概要でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 高知市中央部での乗りかえ拠点、ターミナル機能の話ですが、本会議の質疑を聞いてると、議員のほうから駅前を利用したらどうかという提案もありましたが、私がかかるぼーとの手前の市がつくったターミナルを前提にしているのかと思ったら、全くそうではなしに白紙でこれから検討するという話ですか。

◎矢野交通運輸政策課長 今委員がおっしゃいました高知駅の既存のターミナル、それとはりまや橋の東のターミナルも含めて、利活用について、今後、高知市とともに会社も含めて検討してまいりたいと思っております。

◎中面委員 ということは、具体的には今挙げたその2カ所ですが、それ以外も含めて全く新しくどこかへつくるということではないですね。

◎矢野交通運輸政策課長 新たな場所の設置も含めて、今後検討していくことになろうかと思えます。

◎梶原委員 乗り継ぎ割引ポイントは、東のほうは特に対象を拡大とかはないですか。例えば、ごめんの電車とかバスのところとか。

◎矢野交通運輸政策課長 10月1日の段階では、今お示したところでございますけれども、今後利用者の皆様からお話を聞く中で、そういうことも検討していくことになろうかと思えます。ただ、現時点では具体のお示しできる内容は聞いてございません。

◎梶原委員 今ここに11カ所書いていますけど、もう一つはどこですか。

◎矢野交通運輸政策課長 安芸で1カ所でございます。

◎梶原委員 ただ、電車がごめん町駅まで行って、そこへバスも東部から来るのがとまっていますので、そこを乗り継ぎ割り引きポイントにしないという理由がわかりませんが、どうですか。

◎矢野交通運輸政策課長 17ページをごらんください。

現行の割引サービスの位置図をお示しています。既にごめんのところは入っているというものです。

◎梶原委員 それも入れて12カ所ですかね。

◎矢野交通運輸政策課長 はい、そうです。

◎梶原委員 それとサービスの拡充について、市内の一定区間で何回乗っても定額のワンデイサービスなんかも拡充されるようですが、やはりその費用がかさむのは、遠くからバスで市内に来て、高知市内でそんなに1日何度も何度も動くかと言えば、どちらかといえば郡部から来たときに、高知市内で例えば病院に行った後に買い物に行くとか、1日でふだんできない用事を済ますといった利用が多いのかなという感じもしますので、そういう定額制については、郡部のほうから出てきて、市内中心部でいろんな活動ができるというような形もぜひいろいろ考慮していただきたいと思いますが、どうですか。

◎矢野交通運輸政策課長 今の委員の御意見も会社のほうに伝えまして、今後、検討もさせていくようにしたいと思います。

◎吉良委員 既に路線の改廃が行われていますけども、このことについて、県民の声、利用者の声をどのように反映してきたのか、お聞きしたいと思います。これ見ただけでは、やはり非常にわかりにくいです。いずれにしても、今後のことについても、今まで利用している方々、それから、周辺の潜在的な県民の声を拾うことがすごく大事だと思います。

ですから、今回、改廃するにあたって、どのような意見の収集の仕方をしたのか。それから、そのことによって、利用者がどれだけふえて、そして収入がこれだけふえるというような数値的なことも出せると思いますけれども、その2点についてお聞きしたいと思います。

◎矢野交通運輸政策課長 具体的な利用者の声というのは、当然会社に日々上がっていると思っております。あわせて、それぞれ市町村にもそういう声も上がっております。特に日高村の岩目地線については、そういう地元の協議の中で、既に廃止が決定している路線でございます。

それと、今後のそれぞれの対応につきましては、まず利用者の声ということも大事でございますので、先ほど説明させていただきました協議会の中で、どのような吸い上げ方があるかも含めてまず検討したいと思いますし、これから会社が収集する利用者のデータ、データ経営等に基づいて御意見も反映をしていくことになろうかと思います。

◎吉良委員 私が聞きたいのは、具体的にどのように声を拾ったのかということをお聞き

しています。例えばイオンモールへ行くとか、観月坂から宇津野を通って行く路線とか、その辺の方々の声があったからだと思いますけれども、システムとして路線を決めるときには必ずそういう地元の説明会を開くとか、あるいは意見を聞くような会を開くとかということがなされてしかるべきだと思います。

だから、今回これをやるに当たって、そういう制度、システムをとっているのかどうか。従前の声を聞いただけで変えたのかということをもまずお聞きしています。

◎矢野交通運輸政策課長 今回の観月坂の新設については、委員がおっしゃいましたような住民説明会とか、意見を聞いたという話は、会社のほうからは聞いておりません。

◎吉良委員 だから、そこが、今までこの常任委員会でもいろいろ言っていますけれども、全く反映されていないじゃないですか。特に路線については非常に大事なわけですから、利用者目線でどういうふうにしていくのかということは十分意見を聞きなさいということをも委員の皆さんが言ってたでしょ。何もやってないじゃないですか。今後どうするのですか。

◎矢野交通運輸政策課長 お言葉を返すようですが、確かにそういう取り組みをしていないということは聞いておりますけれども、県民の皆様・利用者の皆様の声を反映していないとは考えておりません。確かに、やり方については反省もし、これからそういうふうなことも踏まえて対応させていただくことになろうかと思えます。

◎吉良委員 最初の枕詞は余計ですよ。きちんと声を拾ってやるべきですよ。

◎矢野交通運輸政策課長 御意見を会社のほうに伝えさせていただきます。

◎吉良委員 やはり県が県民の声を反映した形で、会社に対してもきちんと言わないと、従前と同じようなことになりますよ。

それから、そのことによってどれだけの収益が上がるのですか。利用者の目線でどれだけの人数が予想されるということを想定して、新しい路線がなされたのですか。

◎矢野交通運輸政策課長 路線ごとの見込みについては、当然一定の試算を積み上げていると思いますけれども、私は今の段階でちょっと承知してございません。

◎吉良委員 だからそこも、きちんと把握しておくべきですよ。3年後に本当に赤字が黒字に転化するのですか。具体的に一つ一つの路線が黒字につながっていくわけでしょう。そんないいかげんなことでは一つもわからないじゃないですか。県民に対しても、きちんと路線の数値を示したうえで、改変というものはなされるべきだと思いますけれども、それについてはどうですか。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 今回のこの10月1日の新規路線につきましては、これまでの2社がすみ分けをしておったことによる弊害という部分が、観月坂の北部地域にも一部問題のところがございますので、その分の利便性を図るという観点で会社のほうから、その地域の声も聞いて、そういった新規路線を設置したと聞いています。

路線を廃止するケースなんかの場合には、これは、直接住民の方なんかの意見を十分聞く必要がありますから、十分今までも聞いてきております。

今後、こういった形で住民の声をそういった施策に反映していくかということについては、会社ともいろいろこれまでずっと協議をしてきております。当然会社の日々の事業展開の中で、いろいろ住民の方から聞いている声もございます。また、「ですか」のデータから客観データとして反映される声もございます。

今回いろんな利用者とか県民のニーズを広くこういった形でつかむのかということについては、そういった手法も含めて、会社のほうと市町村も県も入った協議会の場で議論していこうということになっていますし、議会からもこれまでいろいろ御意見もいただいていますので、県民の声を広く聞いていく仕組みについては、これは県も入って、事業者のほうとしっかりやっていくつもりでおります。

ですから、今回は新会社設立に当たりまして、会社のほうからも県民の満足度を高めていくということを基本においてやっておりますので、そういった形で進んでいくことについては間違いないと我々感じております。

◎土居副委員長 吉良委員の延長にもなるかもしれませんが、いろいろ手をかえ品をかえサービス向上に向けた取り組みはわかりますけど、執行体制については、旧の方は入らないとお聞きしていたと思いますが、実質のこの執行役員には、旧の両方の会社の方が入っておるといことと、バランス的には圧倒的に旧土電のほうのお名前が多いとお見受けしますが、そこらあたりの説明をお願いします。

◎矢野交通運輸政策課長 委員の御指摘のとおり、旧会社の役員については、原則として入らないというのは、これまでもお示ししてまいりました。逆に、ただ今の役員を退任することで、まず、経営責任を明確にしているという位置づけがございます。

今回、旧会社の役員としてそれぞれいらっしゃった方は退任により経営責任はまず全ういたしました。それまで、例えば土電であれば、何とか本部長という格好でそれぞれの事務的なトップとしても対応されていらっしゃいました。

今回、新たな会社になり役員体制を見直すにつきまして、やはり業務の継続性という部分が非常に重要になってまいりますので、もとの役員については、経営責任をとって退任していただいた上で、執行役員として引き続きそれぞれの業務も対応していただくという位置づけにしたものでございます。

◎土居副委員長 何か言葉のマジックのようなことを言われましたけど、結局、人は人かわってないです。それで、いろいろ各サービスをつくってやろうとしてますけど、さっきの吉良委員の質問にもあったように、ちょっとまだ机上だけで考えたような感じにもお見受けします。それで、一度旧の役は下りたけど、新しいところで今までの継続性も踏まえてということですが、結局同じことになりはしないかと心配しますが、それはないで

すか。

◎**矢野交通運輸政策課長** 確かに、人というのは属人ではかわっておりません。ただ位置づけが明確に異なります。

と申しますのは、旧の会社におきましては取締役ということで、会社の意思決定に参画できる立場にございました。今回、新会社におきましては、執行役員ということで、法的にも会社の経営に直接タッチする立場にはございません。事務的なトップということで、当然助言指導なりを行いますけれども、その点が大きな違いだと考えており、異なる対応になっていると考えております。

◎**土居副委員長** 法的な事はクリアされているということですが、そしたら、その流れでこちらのこの資料で、子会社のところに、高知県交通トラベルは土佐電トラベルに名称を変更と。ここだけ子会社の中でも、子会社というか分社化したときの会社ですが、明記しているということで、県交通トラベルの方々は新しい土佐電トラベルへ行って、今現在、業務に入っていると解釈していいということですか。

◎**矢野交通運輸政策課長** はい、そうでございます。

◎**土居副委員長** そしたら、今回の早期退職者 42 名であるとかの中にも、ここのトラベルのほうはいない。そっくりそのまま行ったという解釈で構いませんか。

◎**矢野交通運輸政策課長** ちょっと早期退職の方々の内訳については、会社から説明を受けておりませんので承知しておりません。

◎**土居副委員長** いずれにしろ、今度というか、今度はもうないですので、これでいかないといけないので、きちんと執行役員、実務のトップの本部長クラスの方々が、執行部等において旧の会社の方が実際はおるというあたりは、やはり釈然としないところがあるので、そこらあたりを一応意見として言っておきます。

◎**金谷中山間対策・運輸担当理事** 10 月からの新体制、組織、人事も含めてですけども、この間、全体のスキームの中でこれまでの旧土電、県交通、それぞれの経営責任についてはとるという形で話を進めてきておりました。

それで、今回は実際 10 月からの安全安心な運行のためにどうしても必要な人材・体制といたったことに大きく着目しまして、経営責任という部分で言えば、役員からの放任という形での責任はとると。一方で、安全安心な体制を組んでいくということで、それぞれの土電・県交通で運行本部に携わっておりました方々については、新会社でもしっかりその役を果たしていただくという形で、今回の執行役員体制を敷いたと会社のほうから聞いております。

もう 1 点は、これまでのいろんな会社の取引先の評価、その他の人脈を含めて、事業の円滑な遂行のためにどうしても必要で欠くことのできない人材ということで会社からの報告を受けております。

◎黒岩委員 今後の議会への説明の場は、四半期ごとに行われるモニタリング会議の後、こういう常任委員会で説明をするのですか。

◎矢野交通運輸政策課長 今の私どもの考え方は、今委員がおっしゃいましたようなことをまず考えております。

◎黒岩委員 その際、モニタリング会議での中身をどの程度この場に議論として提示するのかということについては、どんなイメージを持っていますか。

◎矢野交通運輸政策課長 重要な事項でございますので、できる限り御説明をさせていただきたいと考えておりますが、ただ一方で、金融機関との関係とか、あるいは取引先との秘密保持契約等もございますので、そこらあたりは十分考慮させていただいた上で、可能な限り説明をさせていただきたいと思っております。

◎三石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で中山間対策・運輸担当理事所管を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時としますので、よろしく申し上げます。

(昼食のため休憩 11時46分～13時03分)

◎三石委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

なお、皆さんのお手元に台風18号の対応と被害状況について資料を配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

《観光振興部》

◎三石委員長 次に、観光振興部について行います。

最初に部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎久保観光振興部長 まず、議案の説明をさせていただきます。

右上に②とあります平成26年9月の補正予算の議案説明書の44ページをお開きください。

観光振興部からは、第1号議案高知県一般会計補正予算としまして、部全体で一般会計7,644万7,000円の増額補正をお願いしております。内訳としまして、大きく3件ございます。

まず、8月の台風・豪雨災害に対応しての緊急誘客対策に係る経費としまして、1,311万2,000円、関係事務費が700万円、合計で2,011万2,000円を計上させていただいております。

二つ目としましては、来年4月29日にスタートします東部博などへの準備に要する支援としまして、市町村などを対象としまして補助金の増額、5,324万3,000円を計上させていただきます。

三つ目としましては、足摺海洋館に係る経費でございます。昨年の耐震診断の結果、耐震性能の基準値を満たしていないと判定されました海洋館の今後のあり方につきまして、ことし2月にあり方検討委員会を立ち上げて検討を進めてまいりました。その最終取りまとめに基づき、基本計画を策定するための検討委員会の経費など309万2,000円の増額をお願いしております。あわせまして、基本計画の策定委託料につきましては、策定期間が来年度にまたがりますることから、債務負担行為としまして548万4,000円を計上させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

〈観光政策課〉

◎三石委員長 続いて所管課の説明を求めます。

観光政策課の説明を求めます。

◎岡林観光政策課長 観光政策課の9月補正予算について御説明いたします。

お手元の議案参考資料の赤のインデックス、観光政策課の1ページをお開きください。

観光政策課では、この夏の豪雨被害による観光客の落ち込み対応として、緊急の誘客対策に要する補正予算、2,011万2,000円をお願いしております。

この8月の大雨・台風は、高速道路や国道の通行どめ、さらにはJRや高速バスの運休など、本県観光に大きな影響を与えました。高知県旅館ホテル生活衛生同業組合からの報告では、8月上旬だけでも1万5,000人泊を超える宿泊や3,000人を超える宴会にキャンセルがあり、1億7,000万円以上の大きな経済被害が生じました。

また、浸水や道路の寸断の様子などが繰り返し放送されたことなどにより、観光ができる状況に回復した後も、台風や大雨の影響が続いているとの誤解によるキャンセルをされるお客様も多くあり、今でもホテルには大丈夫かというような問い合わせがあるということです。こういう状況から旅行会社の中には、高知県への旅行を取りやめたり、募集広告を控えるという動きも出ています。

今回の補正予算では、こうした観光客の落ち込みに対するてこ入れとして、大きくは二つの誘客事業をお願いしております。

一つは、資料の左側のメディアを活用したプロモーションです。この事業では、露出効果の高いテレビや雑誌等で本県の魅力を発信していこうとするものです。

資料右上にありますように、ことし7月に発表された大手旅行雑誌じゃらんの宿泊旅行調査の地元ならではのおいしい食べ物が多かった部分で、本県は、2年ぶり5度目の全国

1位になりました。この機会を捉え、これまで培ってきた首都圏等のマスメディアとのネットワークを活用し、観光客の皆様からの評価が高い高知の食の魅力を中心に、10月から12月に集中的に本県情報を発信しようとするもので、テレビ、雑誌の取材等に要する経費700万円をお願いしております。こうしたマスメディアによる情報発信に加え、県の「高知家」ホームページや観光コンベンション協会のよさこいネットによる情報発信なども今まで以上に強化してまいります。

もう一つは、資料右側の誘客に結びつけるセールスプロモーションです。この事業は、旅行会社等とタイアップし本県への旅行商品の販売を促進し、実際の誘客拡大につながるもので、事業の実施主体となります高知県観光コンベンション協会への補助金として1,311万2,000円をお願いしております。

この事業では、個人旅行者対策としては、インターネットで宿泊販売を行うウェブ系旅行会社3社と連携し、予約サイトに高知県の特集ページを掲載したり、系列の会社が運営する観光情報発信サイトで特集を組むなど、露出を高めることで旅行商品の販売を促進してまいります。

また、団体旅行者対策としては、首都圏及び関西の旅行会社延べ7社とタイアップし、会員などに発送するパンフレットや新聞広告などで、本県旅行商品の露出の強化を行うもので、誘客の拡大に努めるものです。個人も団体もそれぞれ誘客目標をしっかりと定めて取り組んでまいりたいと考えております。

資料の2ページ目は、これらの取り組みをスケジュールとして落とし込んだものでございます。半分から下の部分が補正予算の分でございますが、補正予算をお認めいただけましたら、早急にテレビ局や雑誌社、旅行会社等への交渉を進めたいと考えております。

年末にかけて集中的にマスメディアへの露出と旅行会社を通じた誘客策を講じることで、夏の観光客の落ち込みを挽回し、昨年に引き続き400万人観光の達成を実現してまいります。

以上で観光政策課の9月補正予算案の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森(潮)委員 8月の台風でのキャンセルの話、宿泊の1万5,000人とか宴会の3,000人とかいう話で、ほんとに大きな痛手を受けたんだなと思います。ただ、午前中の産業振興推進部でも、地域振興ということでマスコミの報道のあり方について注文させてもらったけど、この高速道路の通行止めなんかも、高知はほとんどトンネルで、私らから見たらトンネルだったら落石もないし、1番安全だと思うけど、国道32号線や33号線が通れるのに、高速道路が一番最初に通行止めになっているケースがあるよね。

それと、災害があってから解除するまでの期間が、晴れてカンカン照りになっているのに通行止めはそのままとかいうのが実態としてあるよね。知事にも電話したけど、これだ

けの被害で落ち込みが続けてあるのに、これだけ天気がよくなったら、もうちょっと早く道を通れるようにしてもらったらどうですかと。あとの台風のときは正常になるのが早かったよね。そういうふうにもうちょっと早く対応してもらうことと、それから、マスコミに対して通行止めになったとかいう報道を流しっぱなしでなしに、復旧になったら復旧になったという報道もちゃんとしてもらおうと。そしたら、キャンセルも少なくなるわね。

マスメディアについては、高知県も大株主だから、そういう意味でも、行政とか関係者だけではないそういう姿勢も大きく県の経済や生活にも影響するわけだから、そういうことにも注文をつけていくべきだと思うが、部長はどう思いますか。

◎久保観光振興部長 まずは大きく2点あると思います。

まず、高速道路の雨がやまっても、その後、少し時間がかかったということでございます。そのことにつきましては、実は庁議の中でも少し話が出ておりまして、私からも、知事からも土木部長に少しそういうふうなお願いをした経緯がございます。

とは言え、高速道路は、特に重要な道路でありますので、雨がやまってから一定時間がたって、その後やはりパトロールをしてということでございますので、そのところはきちりやらなければならないというのは、国の考えであるという話もお聞きしています。ただ、そういうのを速やかにやっていただくように今後もお願いしていきたいと思っています。

もう一点、マスコミのことにつきましては、おっしゃるとおりでございます。通行止めが解除になれば、速やかにその報道等もしていただきたいと思いますし、やはり冠水等の映像が、冠水が解消されましても繰り返し放送されましたので、そのことにつきましても、キー局にはなかなか直接のアクセスは持っておりませんが、地元のそれぞれのNHK、そして民法のテレビ局の局長、また部長レベルには、その折に、冠水等が解消されたら、もう解消されましたよということも流していただきたいと思いますということで、よさこいの始まる直前だったと思いますけども、要望もしたところでございます。

今後もお、そういう台風等で冠水なり、また通行制限なんかがあったときは、そういうことについて速やかに対応していただくように、お願いをしてみたいと思います。

◎西森（潮）委員 そういうのは適切に、メディアの皆さんも自覚してやっていたら、こんなに税金でいろいろやらなくても次の前向きなことをいっぱいできるわけよね。だからマスコミにはそういう社会的責任があるよね。一般にはそんなことを言いながら、マスコミが果たしてないことは余りにも多過ぎる。そういう点はちゃんとしてもらわないといけない。

◎中面委員 参考のためにお聞きしますが、8月は全国的に雨でやられて、全国的にもものすごく消費が落ち込んで、GDP値が大幅に下がるであろうと言われてますが、7月の県内はどういう反応ですか。

◎岡林観光政策課長 観光の入り込みでいきますと、7月ぐらいまでは昨年を若干上回るペースで推移してきておりました。昨年在407万人ですので、それをちょっと上回るくらいで、これはあくまで推計ですけども1%くらいだと思いますが、ちょっとよかったです。

◎横山委員 今回、特に観光産業にとって非常に被害が多かったということが、今回の補正予算でわかるわけですが、観光客400万人をことしも達成しなければいけませんので、そういう中で、予算がついてからあと11月、12月と、ことしも2カ月半ぐらいです。

当然のことながら観光振興部としては、事前にある程度の準備はされていると思いますが、あと2カ月半ぐらいの中で、この8月初めからの落ち込みを取り返せるかっていうと非常に厳しい状況にもなるのではないかと思います。重点的にメディアとかコンベンション協会とのタイアップというような話がありましたが、強い決意を持ってやらないと400万人がここで切れたら大変なことになるとは思います。そこらあたりはどうですか。

◎岡林観光政策課長 今回の補正予算の前にも、既に予算を伴わずにできるような対策については、よさこい祭りの開催が決定された前後から集中的に情報発信をしております。よさこい祭りの開催前日には、全国のマスコミ、それからネットで配信するようなどころによさこい祭り開催決定というようなものを400社に流していただき、それを全国に放送していただくといった取り組みも行っております。

また、既に今の予算の中で県内の旅館・ホテルなんかと一緒に、大手の旅行会社を訪問して、高知県のキャンペーンを打つとかといった取り組みをこの補正予算以外で対応もさせていただいております。

ことし、この補正予算をいただきましたら、さらに情報の発信に努めまして、400万人観光の確保を精いっぱいやっていきたいと考えております。

◎横山委員 観光業者にとって、夏というのは年間を通して一番忙しいときですので、8月のよさこい祭りまでの丸々12日ぐらいということですが、実際は1カ月間くらい非常に厳しかったと思います。それで、今後取り組む中で、本県で一番の食の売りというたらカツオというような話もさせていただきましたが、そこらあたりの見通し、下がりカツオの状況は調べてないですか。その食に関して、カツオの状況というのは水産振興部ではないので無理かもわかりませんが、その状況についてどう感じていますか。

◎岡林観光政策課長 カツオの状況自体はちょっとよく調べていません。ただ、先ほども申しましたように本県の売りの一つが食です。戻りカツオ祭なんかも今度予定されていますので、食のイベントなんかを中心に、どんどんと情報発信をしていきたいと考えております。

◎森田委員 じゃらんの結果、非常にいい結果を取り戻したこともあって、高知は来てみればいいので、落ち込みを挽回するというだけでなく、このいい機会に2,011万円、災い転じて福となすと、こういう意味で今回の首都圏でコマーシャルを打つというこ

とで、挽回よりも上乘せをするというぐらいで、ぜひマスコミを上手に活用することと、それから、私も県内マスコミについては観光なんかは一心同体でやらないといけないと思います。

たかだか七十五、六万人の県で、その他のことも一生懸命前向きに政策は打っているけど、マスコミがちょっと斜に構えたところがあって、たまたまうまくいかなかったところなんかを常時これみよがしにやると。観光なんかは、特に宣伝効果が1番の背景にあるわけだから、やはり観光振興部で県内のマスコミに集まってもらって、一緒になって県勢浮揚をやってくれないかと。今回は中央メディアで作業すると2,000万円だけど、県内についても歩調を合わせて挽回するぞと。これについては、テレビ局の株も上がる話になるし、県勢の活性になるわけだから、一つ県内のマスコミをちゃんと集めて、批判的なことをマイナスの部分を隠せというわけではないけど、そんなことばかりやって、県勢浮揚にはつながらないのではないかと。建設的に県内のマスコミに力を借りるように、西森委員が産業振興推進部でも言ったけど、マスコミを味方につけて県勢浮揚をやっていくと。

それから、情報の早い伝達なんかもマスコミしかないわけだから、常にどうやったら県勢浮揚にマスコミが貢献できるかっていうのを胸に手を当てて、彼らなりに尽くせるところが一杯あるわけだから、特にそこら辺、観光がマスコミに一番近い部分なので、久保部長のところまでぜひ音頭をとって、予算もつけてマスコミを使うわけだけど、県内も一つ協力してくれと、1度会を持つなり、集めるなりしてもらいたいと思います。

◎久保観光振興部長 そのところ本当に委員のおっしゃる通りだと思います。今までも概してマスコミの方、県内の新聞、そしてテレビ、民法、NHK含めて4局、我々観光振興部とおかげさまでいい関係で一心同体でやっていただくところありますけど、確かに今回の冠水した映像については、ちょっと我々もいかなものかと思ったところありましたので、そのことを申し入れはしておりましたけども、委員おっしゃるように、一度マスコミの方と話をする機会をぜひ持ちたいと思います。

◎森田委員 引き合いに出していいかわからんけど、この手前で移住政策課があって、高知も移住でほんと血まなこになってやって、前年度の倍々で移住者がふえ、問い合わせがふえて行って、実績も上回っていると。

そんな中で、私も2回ぐらい見たけど、雨で洗濯物が濡れるので、地域の人、近所の人移住者の洗濯物を取り込んだら、高知へ来た人は洗濯物に触られたくなかったと。そこが地方の田舎の嫌なとこだと。田舎に来るのなら、よっぽど腹くくって来ないとだめだみたいな話を繰り返し繰り返しやっているけど、それは全体のごくごく一部で、そんな田舎の良さがよくて来る人が99%なのに、そこのアリの一穴をもって、全て田舎の人はこうなんだという話の論調を膨らませても県勢にも絶対プラスにならないよってという話を私はしたわけですが、そんなことも含めて県の政策をマスコミが本当に応援してくれるのなら、

そんな事実があったにしても、あんなのはごく簡単にできる話やし、地方は地方なりのよさが災いになるところもあるけど、いいところもあるよって言えばいいのを何度も繰り返したことを、私も根に持っているわけです。

そこら辺を建設的にマスコミと一体となって県勢浮揚をやると。観光振興部がリードしてマスコミをうまく活用してもらいたいと思います。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

〈地域観光課〉

◎三石委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎岡田地域観光課長 地域観光課の所管する9月補正予算について説明いたします。

右肩に②とある議案説明書の46ページをお願いいたします。

まずは、右の説明欄の1地域観光推進事業費の観光拠点等整備事業費補助金5,300億24万3,000円です。来年4月から本格的に開幕する「高知家まるごと東部博」や平成28年度に開幕を予定している「奥四万十博」に向け、観光施設の整備や体験プログラムの磨き上げにより、観光客向けのサービス向上や、それぞれの地域での周遊コースの確立、また、観光消費の増加を目指す取り組みを支援するために増額補正をお願いするものです。

次の段になりますけれども、足摺海洋館管理運営費につきましては、9月に整理したあり方検討委員会の最終取りまとめを踏まえ、基本計画策定に関する事務費等として、309万2,000円を増額補正としてお願いするとともに、次の47ページになりますが、計画策定に向けたコンサルタントへの業務委託に要する経費として548万4,000円、こちらは、計画策定には約7カ月程度を要すると見込まれていることから、債務負担行為として計上しているものです。

それぞれの具体的な内容につきましては、お手元の議案参考資料の赤のインデックス、地域観光課のページ以降をお願いします。

まず、観光拠点等施設整備事業費補助金です。平成27年度から本格的にスタートします「高知家まるごと東部博」関連ですが、昨年実施しました第1回食の県民総選挙で東部地域の1位となりました廓中ふるさと館は、現在でも休日等を中心に、お昼どきには満席状態が続いており、東部博開催でさらにお客様の増加も見込まれることから、客席の増設またトイレの改修などのリニューアルにより、利用客の拡大とお客様の満足度向上に努めるものです。

次に、内原野陶芸館について、現在の陶芸体験では作品の作成から仕上がりまでに約4週間から6週間時間を要しております。今後、東部博の開催に向けて安芸・芸西ブロックの周遊コースとしてのセールスも積極的に展開し、誘客を目指していくためにも日帰りのお客様向けの体験メニューとして、その日につくった作品を持ち帰ることができるよう、七輪焼きを導入するための施設整備を行うものとなっております。

また、室戸・東洋ブロックのパビリオンとして、現在建設中で、仮称となりますが室戸世界ジオパークセンターは、県東部の観光拠点施設としても今後の誘客に大いに期待をしているところです。東部博の実施計画策定等を踏まえ、関係団体等と誘客対策を協議する中で、東部交通のバス停をジオセンターの敷地内、建物の玄関口の前に設置することが可能となりましたので、路線バスのみならず大型の観光バスも含めて国道からの出入りがスムーズにできるよう、車両出入り口の拡幅工事を行うとともに、バス等を利用するお客様の利便性向上に向け、バス停の近くにも新たにトイレを整備するものです。

平成 28 年度にスタートを予定しております「奥四万十博」関連では、高幡地域の観光拠点エリアの施設として、現在あります海洋堂ホビー館、かっぱ館に続く第 3 の観光施設として、木のミュージアム建設に向けた取り組みを支援するものとなっております。

資料の 6 ページをお願いします。

足摺海洋館のあり方につきましては、6 月の当委員会におきまして、中間取りまとめとして報告をしましたが、その後も引き続き検討委員会を開催し、合計 4 回の協議を重ねまして、委員の皆様方の御意見を集約する形で、先月 9 月に最終取りまとめとして整理しております。その資料の中で、新たな海洋館の具体的なイメージをまとめたものが 13 ページと 14 ページになっております。

13 ページが、具体的なイメージのその 1 となっております。

まず、スタイルとしては、海洋館が変わる、地域が変わる。そのためにもフルモデルチェンジが望まれること。

また、施設の規模としては、魚等を展示するスペースは現在の規模と同程度とし、海洋館が今後、地域のシンボルとして、また目の前の海を生かした自然の水族館として生まれ変わるための機能、ビジター機能とか地域のエントランス機能などの充実を図るべきといった御意見もいただいております。

立地場所につきましては、先ほど申し上げました目の前の海を生かすためにも、現在地が望ましいこと。

ターゲットとしては、リピーターを確保していくためにも子供を中心としつつ、多種多様な生物を有する竜串地域の特徴を生かして季節展や特別展を開催し、いわゆるとんがった展示により、大人も引きつけられる内容にしていくべきといった御意見です。

入館者数は、年間 10 万人程度を目指していくべきとなっております。

その下のコンテンツとしては、展示につきましては、三つ目の丸になりますけれども、目玉展示、大阪の海遊館ですとジンベイザメとなりますが、いわゆる施設のスターにより海洋館のイメージを固定する方法が考えられますし、また、さまざまな展示により常に新しい情報を発信していくといった方法もあります。いずれにしましても、展示方法の検討には必ず現場の意見を反映させることが必要だといった御意見もいただきました。

また、地域のビジターセンター、エントランス機能では6月の当委員会でも、委員から御意見をいただきましたとおり、目の前の海でサンゴの群生を体験できるシュノーケリングなど海洋館に竜串の体験メニューを集約し、案内していくことが必要といった御意見もいただいております。

次に14ページをお願いします。

具体的なイメージその2になりますが、学習機能面では、観光施設ではありますが、社会教育施設としての機能も有していることから、これまでは少なかった大学との連携についても、飼育や教育面で充実させていくこと。

物販、飲食機能としては、現在はわずかな商品の販売のみしか行っておりませんが、例えば、竜串地区だけでしか手に入らないオリジナル商品を海洋館初め地元の商店などでも販売し、竜串地域全体の収益につながる取り組みを進めてみてはどうかといった御意見もいただきました。

また、地域のそれぞれの取り組みの連帯感を持たせていくためにも入館料や利用料、そういうものの支払いに使えるパスポートの導入なども有効な手段であるとの御意見もいただいております。

運営や地域との共同の面では、水族館運営において魚類等を育てる飼育のプロと経営のプロの両輪で進めていくことが望ましいことや、新しい海洋館を通じて地域全体をプロデュースできる人材が必要といった御意見もいただいております。

こうした、具体的なイメージを整理した最終取りまとめを踏まえ、お手元の資料の4ページにお戻りいただきたいですけれども、新たな海洋館の基本計画策定に向けた進め方をお願いします。

資料の中ほどから下にお示ししておりますのが、この9月補正予算と債務負担行為でお願いしております基本計画の策定のポイントとなっております。

先ほど申しあげました機能面の充実を初め、新しい海洋館と竜串全体を運営していく方法などの検討、また、新しい海洋館が求められる機能を発揮することで、地域にどのような波及効果を生むことができるのか。

さらには、資料右側の青色部分、大阪の海遊館との連携を強化し、地方にあっても、全国に向けて情報発信し、お客様を呼ぶことができる施設に向けた計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

基本計画の策定に当たりましては、あり方検討委員会と同様に地元土佐清水市を初め観光関係者、また、大阪の海遊館や高知大学、さらに地域への経済波及効果も検証していく予定としていることから公認会計士の方にも御参加いただく基本計画検討委員会を設置して、より具体的な御意見をいただき、メリットとデメリットをしっかりと整理しながら、取りまとめていきたいというふうに考えております。

地域観光課からは以上です。よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 宿毛あたりでもいろいろ話を聞くと、中途半端な水族館をつくって本当に大丈夫かという心配の声が聞こえてきます。私もついこの間もオートバイで見に行きましたけど、あそこあたり全体をやるときに、前も言いましたけど、あそこの海で泳ぐという視点が全然抜けていたように思います。私は時々行きますが、竜串の宿毛寄りの浜で、グラスボートの発着場がある、あの水族館の前の海とかは泳いでいいのですか。

◎岡田地域観光課長 海水浴場になっておりますので、大丈夫です。

◎中面委員 海水浴場になっている割にはあんまり泳いでいる姿を見ないし、宣伝が足りないのかどうか、脱衣場とかシャワールームとかは完備されているのですか。横山委員のほう詳しいかな。

◎横山委員 海水浴場で、トイレとかシャワーとかあるでしょ。大きいのはないけど。

◎岡田地域観光課長 海洋館の西側にちょっと広場があり、あちらに確か脱衣場、それから簡易なシャワーのある施設があったかと記憶しております。

◎中面委員 課長も知らないぐらいだから、そこらあたりの宣伝が足りないのかなど。県外客はもちろんですけど、県内客に対してももっとアピールしていくことが必要ではないかと思えます。そこらあたり検討委員会でもいろいろ出たでしょうけど。

それから、あそこに海のギャラリーがあって、私も何年も行ってないですが、黒原先生がいろんなものを持っていて、私のところへ話に来ているんな鑑定もしてもらったことがあります。その持っているものとは別に、海のギャラリーとの連携は当然話題になっているでしょうけど、どういうふうにするのですか。

◎岡田地域観光課長 海のギャラリーにつきましては、地元の土佐清水市と連携し、海のギャラリー、海洋館、ジョン万の資料館、この3施設の共通入場券、そういったものも発行して利用の促進に努めております。

◎中面委員 最後に、何十億円も投資して、それに見合うだけのことをしないといけないので、しっかりとしたコンセプトをかかげた上で進めてください。

◎黒岩委員 本会議でも質問しましたが、目標の入館者が10万人というのは余りにも遠慮しすぎではないかと。というのは結局、どういうものを展示するかによって、やっぱりよければどんどんリピーターは来るわけです。加茂水族館みたいにあれほど便利の悪いところでも4カ月で46万人ですよ。

どういうものを展示するかによって全然違ってきますから、その発想でもってあり方検討委員会でいろんな意見が出てきているわけですね。それをどう集約していくかということが非常にこれからの検討委員会の中で難しくなってくると思えます。

だから、差別化を図って、他県に全国にないものを展示すると。その魅力で多くの人に

来てもらうという、きちんとしたコンセプトを持ってやらないと、先ほど中面委員が言われたように、中途半端なことになってしまったら、せっかく建物がリニューアルしても、これでは何ともならないと。こういうことをちょっと心配しますので、これからが大事だと思いますが、どうでしょうか。

◎久保観光振興部長 今委員おっしゃられましたように差別化を図る、これまさに大事な視点だと思います。あり方検討委員会でも徹底した差別化を図って、そこでないと見えないもの。例えば、加茂水族館のクラゲのように、そういうやり方もありますし、一方では、魚類としてはそんなにとんがったものではなくても、前の海を使って自然の海と本当の水族館が一体になっているという水族館は全国にありませんのでそういう切り口でもってやっていく。同時に企画展を次から次へと打っていくというやり方もある。大きくその2点をいただいています。

今後は、基本計画検討委員会の中で、運営も含めて、前回のあり方検討委員会がなかなか運営までは切り込んでおりませんので、今回は公認会計士の方も入っていただきますので、それこそ、ずっと継続していけるようなものにするには、やはり運営が大事ですので、どのような形態が1番いいのかという観点を重要視して、いろいろ検討していきたいと。あと本会議でも御質問いただきましたようなことについても、メリット、デメリットをきっちり考えて対応していきたいと考えております。

◎黒岩委員 その際には、物販あるいはレストラン、これは収益分としてはやはり大きいウェイトを占めると思います。これは絶対必要だと思いますので、隣のレスト竜串に遠慮してやらないということのないように、運営していく上では、黒字化を目指すというぐらいの取り組みじゃないと、周りに遠慮してそういうことができないということの制約がないように、ぜひともお願いしたいと思います。

◎西森（潮）委員 最近、去年のはた博にしてもそうですが、高知県は博覧会ブームみたいで、まるごと東部博とか奥四万十博とかは、四国から見てどうかとか、オールジャパンで見てどうかとか、外国へこういう催しがどうアピールできるかとかいう観点で見ると、なかなかそこまではなっていない。だから、今までは各市町村や地域がばらばらでやっていたから、こういうことをやることによって周辺広域というか、連携するきっかけをつくるという意味は大きいと思うけど、実際にこう見てみると今それぞれの地域にちょっと毛の生えたようなことをするぐらいで、本州あたりからどんと人を呼んでくる、大手の旅行会社がツアーを組んで送り込んでくるとかいうものではないよね。

将来そうなるように、段階を踏んでいかないと成長しないのかもしれませんが、本来博覧会というのはそうあるべきだと。もう日本国内とか四国地域とかいうことではなしに、やはり世界を見て、高知が売り出していくという視点が、特に観光というのは必要だと思う。その証拠に、台湾とか中国とか韓国は、四国でも飛行機も飛んでいるわけだから

ら、そういう発想を持ってもらいたいというのが一つ注文です。

それと、おととい私は室戸へ行ってきました。今度のジオパークの拠点になる施設も行って見てきたけど、ジオはまさに自然、地球で、パークは庭園ということだと思うけど、それからしたら、まだ建物がやっと概成できあがったという段階で、もちろん中へも入れないから外から見ただけだけど、余りにも細工がなすすぎる。

これでは、いつも知事が東側からの観光客の入り口になってもらいたいと言っておられるけど、なかなかそうではない。もっと演出が要る。室戸らしさというものをアピールする。海とかそういったことが強調できるような施設に、国・県・市で補助金出してやるわけで、実際金を出すのは県が一番多いのであれば、もう少し注文をつけて、せっかくなのであれば、生きるような施設にしないと。1回は皆さん行ってくれるかもしれないけど、2回、3回続けて人が足を運んでくれるというものにするためにどうするかとかいうことを、県も連携をとって指導してやらないといけないと思います。

恐らくまだ皆さん方は概成されたものは見ていないか、写真で見たぐらいとだと思っただ、課長はざっと見てこの印象をどう受けとめていますか。

◎岡田地域観光課長 今、工事の仕上げに向けて急ピッチで進めておりますけれども、今の概況につきまして、御指摘のとおり私は写真でしか確認できておりませんが、入口のエントランスについては、ステンレスを使った建物になっており、工事の途中ということもありますけれども、かなり殺風景な、いわゆるおもてなしで迎えられるような形にはなっておりません。

ですので、地元の室戸市と連携しまして温かみのある迎え入れができるような入口、そういうものを完成までに目指していきたいと考えております。

◎西森（潮）委員 1回できてしまうと、なかなか簡単に手直しなんかできないから、ぜひ適切な指導をお願いします。

それと、今、公共の施設どこでもそうだけど、スロープ一つを見ても、確かにスロープはつくっているけど、導線が角角で、もう少し丸みを持って、本当に障害者の車が行きやすいようにするという気配りが全くない。とりあえずスロープをつくったと。行って見たらわかるけど、だれが考えても、何でこの角を除けないのだろうかとか、すぐわかる話ですよ。観光施設は、そういう気配りが大事です。入口に色をもう少しつけるとかも含めて、県がかなり金も出すわけですから、ぜひ強力な指導をお願いします。

東の拠点にしたいという期待を込めていると思うので、実際にそうなるように仕上げしてほしいということを要望しておきます。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

これで、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎三石委員長 それでは、次に土木部について行います。

最初に部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎奥谷土木部長 それでは、9月議会に提出しております土木部の議案について御説明申し上げます。

まず、総括説明に先立ちまして、今回の台風第18号による被害報告は、現在のところ挙がっておりません。

続きまして、台風第12号及び第11号への対応等について御報告いたします。

この一連の台風により、河川や道路の被災、地すべりなどが発生し、公共土木施設災害は県と市町村を合わせて1,000件を超す規模となっております。

被災した地域の皆様には、日常生活に多大な御不便をおかけしていますので、現在、応急復旧作業を行うとともに、本復旧に向け今月下旬からは国の災害査定を受けた後、早いところでは年内にも本復旧工事に着手できる見通しでございます。

それでは、お手元にお配りしております参考資料の青いインデックスがついたところの1ページをお願いします。

平成26年度9月補正予算における一般会計の総括表でございます。

表の左から3列目の補正見込み額の最下段でございますように、総額135億4,781万5,000円の補正をお願いしてございます。今回の補正予算は、台風第12号及び第11号による災害への迅速な対応としての公共土木施設災害復旧事業費や地域の安全安心推進事業費などがございます。

また、南海トラフ地震対策のさらなる強化、加速化を図るため交付金事業における国の内示増への対応として、住宅の耐震化、河川堤防の耐震補強などの増額補正をお願いしております。

続きまして、2ページ目をお願いします。

これは、性質別の予算説明資料となっております。

3ページ、4ページにつきましては、平成26年度の債務負担行為の変更と追加をお願いするものであります。

これは、室戸広域公園屋内運動場の工期延長等と浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの管理運営を指定管理者に委託するものです。これらの調査につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

続きまして、5ページをお願いします。

平成26年度の繰越明許費の説明資料でございます。

上段の表をごらんください。

繰越予定の件数は 40 件で、金額は 63 億 6,209 万円となっております。

下段の左側の表は工種別の件数と金額、その右側の表は繰り越しの理由別の内訳を記載しております。

これら 40 件の工事は、工期を考慮しますと工事の完成が平成 27 年度になってしまうことが見込まれることから、この議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。これらはいずれも契約時点において、年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行うためのものであります。

以上が、今回お願いしております補正予算の概要ですが、個別の予算につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

次に、条例その他の議案ですが、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を提案しております。これにつきましても、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

続きまして、各種審議会等の審議結果等につきましては、報告事項の 1 番最後のページにある審議会等のインデックスにある一覧表のとおりでございます。

以上で、9 月議会に提出しております土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

◎三石委員長 それでは、所管課の説明を求めます。

〈土木企画課〉

◎三石委員長 初めに、土木企画課の説明を求めます。

◎本田土木企画課長 それでは、9 月補正予算について御説明いたします。

資料番号②議案説明書（補正予算）の 78 ページをお願いします。

歳出予算でございます。

12 款土木費の 1 の土木企画費の右側の説明欄をお願いします。

今回の台風第 12 号及び第 11 号による豪雨災害などに対応するため、各土木事務所の所長の裁量で執行する地域の安全安心推進事業費の増額をお願いするものでございます。

土木企画費の補正前の額のうち 16 億円が、この地域の安全安心推進事業費で、今回の 8 億 4,000 万円を加え、合計 24 億 4,000 万円で各地域の生活に密着した道路や河川、砂防、海岸などの身近な公共施設における今回の災害対応を含む維持修繕や小規模な改良工事など、それぞれの地域のニーズに対して、各土木事務所の所長の裁量で迅速かつ柔軟に対応しようとするものでございます。

今回の台風災害への迅速な対応としては、国の災害復旧事業などの既存制度を最大限に活用し、応急復旧や本復旧に取り組んでいくこととしておりますけれども、災害復旧事業の採択基準を満たさないものや緊急を要する箇所対策を実施するものでございます。

主な内容としては、道路分野では崩土や倒木処理、路面の清掃など、また、河川や砂防

分野では堆積土砂などの河床掘削や流木や倒木の除去等、また、海岸分野では海岸に漂着したごみや流木処理などの対応を行うものでございます。

地域地域の要望にきめ細やかに対応していくとともに、今後、台風等による災害にも備え、適切な予算管理執行管理に努めてまいります。

以上で土木企画課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 小回りのきく効果的な予算ですので、機能アップはもちろんですけど、県土全体の美観にもなり大いに使い勝手のいい予算ですので、ぜひしっかり使ってもらいたいと思います。

◎横山委員 同じ思いですが、所長裁量で使えるお金は、今説明がありましたように、地域住民の思いを酌んでくれた工事費で大変評価するわけですが、今回の補正額は、当初予算の半分に当たり、合計で1.5倍ぐらいの規模になるわけですが、そこらあたりは、それぞれの土木事務所から事業の申請、要望があったということですか。

また、その要望について、100%期待に応えたという状況になっているのかどうか、そこらあたりもどうですか。

◎本田土木企画課長 もともと当初の16億円には当該年度の災害への対応という分も含まれてございます。当然、総務部とも協議しながら、一定緊急に対応する予算は確保できたのではないかと。なお、予算管理につきましても、残る御要望のある箇所については次年度の早期にやるとか、各土木事務所の所長において、そういうことで執行管理をさせていただいております。

◎横山委員 今回、補正予算で所長裁量がつけられたということをお大変喜んでいて1人でして、いつもは手の届かないようないろんな事業等に使われることによって、土木事業にかかわらず産業振興も含めて、高知県全体の発展につながるような使い方になるのではないかと思いますので、大いに期待しています。

◎森田委員 山手の崩落土なんか落ちて、トン袋を置いたりバリケードを置いて3年も5年も片側通行ではないけど、ずっと幅員狭小になるところがありますよね。ぜひそんなこともないように、こういう小回りのきく予算があれば、それぞれが所管の管内を点検して、本当に入札とか言うことなしに、多くの箇所が処理できます。それと、日ごろから、随分と事務所で預かった河床掘削とかもね。

今回また特に私もずっと地区を歩いてたら、山の崩落が河川へ入ってずっと川の中へ堆積しています。それを一生懸命地区の人がのけていますけど、土建業者なんかにも応援してもらいながらなのかわかりませんが、まだたくさん残っているところもあります。ぜひ事務所の方でも聞いてもらって、泣き寝入りではないけど困っているところがいっぱいあります。県の管理で目につくところはいいですけど、市町村どまりになったり、個人で一生

懸命やったりしているところがありますので、県は小回りがきく予算でこんな支援があるっていうことで、一つしっかりやると。機能も見ばえも、また観光に資するところなんかいろんな部分がありますので、ぜひとも使いきって、磨き上げてほしいと思います。

◎**本田土木企画課長** ことしもまだ、きょうのように台風シーズン真ただ中ですので、やはり当該年度に備える、それから来年度の出水期までには対応しなければならない箇所、そういうことでしっかりと予算管理、執行管理していきたいと思っております。

◎**三石委員長** 以上で、質疑を終わります。

〈河川課〉

◎**三石委員長** 次に、河川課の説明を求めます。

◎**濱田河川課長** それでは、補正予算及び繰越明許費について御説明します。

まず、補正予算についてですが、資料②議案説明書（補正予算）の79ページをお開きください。

歳入予算の7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、今回補正をお願いしております鏡ダム管理費の増額に伴い、鏡ダムの利水者から負担金額を増額するものです。

9款国庫負担金の11目土木費補助金は右の説明欄にございますように今回補正をお願いしております社会資本整備総合交付金事業費及び防災安全交付金事業費の財源となる補助金です。

また、15款県債の10目土木債は、補正により県が実施する河川事業の増額及び国直轄河川事業費負担金の増額に伴い、それぞれの起債額を増額するものです。

これらにより、歳入予算の補正額は12億9,468万3,000円の増額となり、合計で93億6,675万円となります。

続きまして、歳出について御説明します。

80ページをお願いします。

12款土木費でございますが、右の説明欄をごらんください。

1目河川管理費の1鏡ダム管理費及び2目河川整備費の1河川調査費は8月の台風第12号、第11号による被害等への対応により補正をお願いするものです。

鏡ダム管理費では、貯水池内の流木処理等のために500万円の増額、河川調査費では、台風による浸水被害の原因分析調査等のために6,430万円の増額をするものでございます。

この調査は浸水被害の原因分析を現地調査に基づき行い、有効な治水対策を検討するもので、主な対象河川として久万川、紅水川、吉見川などを予定しています。

次に、3目河川管理費ですが、1社会資本整備総合交付金事業費及び2防災安全交付金事業費は、いずれも国の内示差への対応により補正をお願いするものでございます。

社会資本整備総合交付金事業費では、河川堤防の液状化対策や排水機場の耐震化・耐水化等の南海地震対策のために8億745万円の増額、防災安全交付金事業費では、河川改修

や排水機等の延命化等のために5億1,536万9,000円の増額をするものです。

これらにより、歳出予算の補正額は13億9,211万9,000円の増額となり、合計で102億4,178万2,000円となります。

次に、繰越明許費について御説明します。

82ページをごらんください。

1目河川管理費のダム改良費において、鏡ダムの用地交渉に伴う相続関係者の調査に日時を要したことによる8,660万5,000円の繰り越しでございます。

3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費においては、工事の施工に伴い発生する工損事前調査において、地元との調整等に日時を要したため、19億3,434万円の繰り越し、防災安全交付金事業においては、仮設計画に基づく工事用地の借地交渉等に日時を要したため年度内完成が見込めなくなり、3億4,594万8,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

これらにより、繰越明許費は合計で23億6,689万3,000円の繰り越しをお願いするものです。

いずれの事業も適正な工期で発注し、事業完成を図ってまいります。

以上で河川課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（潮）委員 今、鏡ダムの用地という説明があったけど、鏡ダムができて何十年もたっていると思うが、何をするの。

◎濱田河川課長 鏡ダムは40年以上たち、堆砂が進んでおり、その堆砂で貯水池内を掘削した土砂を一旦仮置きするための土地への連絡路等でございます。

◎吉良委員 久万川と紅水川の件ですけど、事前にいろいろ話も伺ってますけども、調査が終わって判断できるような時期というのは、大体どれぐらいをめどにして調査をなさっているのですか。

◎濱田河川課長 既に調査は着手しておりますが、それぞれ県下一円全て行って鋭意進めておるところでございますけれど、年度内には主立った方針が決めるようにということで、努めてまいりたいと思っております。

◎三石委員長 私のほうから部長にお聞きしたいことやお願いしたいことがあります。

多くの浸水被害が生じた「日高村日下川」や「いの町宇治川」では既に対策協議会ができていますよね。県管理の「四万十町吉見川」でも準備中であるとの知事答弁があったように思います。

久万川とか紅水川の流域を中心に、この前ものすごく被害がありました。高知市の調査では大体520戸前後が浸水したというような報告を受けていますけれども、これは近年では大変な被害です。私も福井扇町におりますけれども、大分水がきていました。

この被害を教訓にして、県と市がこれまで以上に連携をとり、抜本的な治水対策に取り組むべきであると思います。これは私が言うまでもなく、当然のことだと思います。河川は県が管理していますが、その管理している県が主導して、吉見川でやろうとしている協議会のような組織を立ち上げて、しっかりと対応すべきであると思います。これは私だけじゃなく、委員みんなの思いだとも思いますが、そこらあたり、部長はどのようにお考えですか。

◎奥谷土木部長 高知市と担当者レベルで、今回の浸水被害の原因分析を行い、それに有効な対策を講じるようにしておりますけれども、先ほどお話ございましたように、県が主導して組織的にもしっかりした基盤の上で、きちんと検討し、その対策を実施していくことにつきましては、これからの対策の検討、それから、さらに迅速な対策の実施についても非常に有効ではないかと思えます。したがって、今ありました協議会の設置につきましては、これを設置するように、早速、検討してまいりたいと思えます。

◎三石委員長 早速検討して、行動に移していただきたいと思えますので、よろしく願います。

再度、確認しておきたいですが。

◎奥谷土木部長 早速、検討させていただきます。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎三石委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎藤平防災砂防課長 それでは、平成26年度9月補正予算及び繰越明許費について御説明します。

まず、9月補正予算の歳入について説明します。

資料②議案説明書（補正予算）の83ページをお開きください。

7款の分担費及び負担金につきましては、砂防整備費の急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴う受益者負担として、市町村より負担金を徴収し歳入とするものです。

続きまして、9款の国庫支出金につきましては、災害復旧事業における国の負担金及び国庫補助事業の補助金です。

また、15款の県債につきましては、節区分にありますそれぞれの事業についての県負担分の財源措置を行うものです。

以上の項目におきまして、防災砂防課の歳入予算として、最下段の補正額の欄にあります68億2,869万9,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

84ページの1目の砂防費について、右の欄にございますけど、細目事業1の砂防諸費は土砂災害から人命を守るため、土砂災害危険箇所のさらなる周知、住民の避難行動に結び

つく訓練の充実と、そういった土砂災害に対する実践的な対応力を身につけるための経費でございます。

2の砂防調査費は、台風第12号、第11号の災害に対する関連事業の対策工法検討資料を作成するための経費及び記録的豪雨に見舞われた土砂災害危険箇所において、今後の豪雨に備え緊急点検を実施するための費用でございます。

3のがけ崩れ住家防災対策事業費は、台風第12号、第11号でがけ崩れが発生した箇所、またはがけ崩れの前兆が発生した箇所などにおきまして、市町村が行う防災対策事業に対して県が2分の1の額を補助するものです。

次に、2目の砂防整備費は、このページ1番下の行になりますが、説明が85ページにまたがっております。

細目事業1の通常砂防事業費から3の急傾斜地崩壊対策事業費の3項目につきましては、防災安全・社会資本整備交付金事業の内示差に対応するものとなっております。なお、1の通常砂防事業費は、減額補正となっておりますが、昨年度の補正を受けた細目事業1から3の各事業の進捗状況を踏まえ、より事業の円滑な進捗を図るために、交付金の配分調整を行ったものです。

続きまして、3目の災害関連費ですが、細目事業1の災害関連緊急地すべり対策事業費につきましては、高知市鏡的淵地区や大豊町川戸連火地区など、台風第12号、第11号により発生、あるいは活発化した地すべりへの対策を緊急に実施し、人家や公共施設への被害を軽減するとともに、地域住民の安全安心を確保しようとするものでございます。

続きまして、86ページをお願いします。

1目の土木施設災害復旧費ですが、細目事業1の公共土木施設災害復旧事業費については、台風第12号、第11号による災害等に対応するもので、37億8,548万6,000円の増額をお願いするものです。

2の災害諸費は、災害復旧事業の国への申請に必要な現地測量及び査定設計書の作成等を委託するための経費を増額するものでございます。

87ページをお願いします。

市町村災害復旧事業指導監督事務費は、市町村が実施する災害復旧事業の増額に伴い増額するものでございます。

以上あわせまして、当課の9月補正歳出予算としては、補正欄にございますように、75億3,792万9,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。

88ページをお願いします。

2目の砂防整備費のうち通常砂防事業費については、右端の説明欄にありますように、工事の施工に伴い発生する濁水について、地元との調整に不測の日時を要したためなどに

より 9,492 万 8,000 円を、地すべり対策事業費については、用地の境界確定に不測の日時を要したため 4,083 万円の繰り越しをお願いするものです。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、騒音問題で地元調整に不測の日時を要したためなどにより 2 億 8,469 万 7,000 円の繰り越しをお願いするものです。

いずれの事業も適切な事業執行に努めてまいります。

以上で防災砂防課の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈道路課〉

◎三石委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎堀田道路課長 それでは、今議会に提出してます補正予算について御説明いたします。

資料②の議案書（補正予算）の 89 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

歳入につきましては、国の交付金の内示差に伴う増額でございます。

9 款 11 目土木費補助金と 15 款 10 目土木債につきましては内示差に伴いふやすものでございます。

また、14 款諸収入の一目受託事業収入につきましては、国が施工しております東部自動車道の国道 32 号高須交差点と五台山トンネルの間の区間ですけれども、県が施工する南インター線の工事と合併してやるようになってございます。それに伴い、今回、国が負担する分を受け入れるものでございます。

続きまして、90 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総額 35 億 1,359 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 目の道路橋梁管理費につきましては 3 億 8,165 万円の増額で、内容は右の説明欄により御説明いたします。

説明欄の 1 道路維持管理費は、補修等の委託料の増額をお願いするもので、道路の維持作業と道路の災害復旧のための用地測量を行うものでございます。

これらが増額となりましたのは、8 月に連続して来襲し、本県へ多大な被害をもたらしました台風第 12 号と第 11 号により実施した道路維持作業等災害への対応によるものでございます。今回の二つの台風通過後、速やかに通行を確保するため、県が管理する多くの道路において、小規模な崩土や倒木の撤去、冠水箇所へ堆積した泥の除去などの、いわゆる道路維持作業を実施しました。これらの作業の費用がことしの 8 月分だけに限っても例年の約 3 カ月分となっており、当初の予算額では年度末まで道路の構造を保全し円滑な交

通を確保する道路維持作業を継続することが困難であるため、増額をお願いするものでございます。

また、道路の災害復旧のための用地測量は復旧工事を行うために、新たな用地買収が必要となる場合に用地測量や流木等の調査を行うものです。今回の災害では、山手崩壊などにより 45 カ所の測量等が必要であり、当初の予算額では対応することが困難なため増額をお願いするものでございます。

2 の道路改良費は、サイクリストの皆様にサイクリングコースの目的地までの方向や距離をわかりやすく示す路面表示、通称ブルーラインと申しますけども、これを設置するための予算をお願いするものでございます。

この路面表示は四万十・足摺無限大チャレンジライドのサイクリングコースとして設定されている国道 321 号、381 号、441 号に設置いたします。

路面表示につきましては、四国産業競争力強化戦略の取り組みの一つの四国ならではの観光資源づくりプロジェクトでもあります。サイクリストや一般の観光客の皆さんにも利用していただけるように、積極的な広報活動や関連する幡多地域の活動の支援など、観光振興部が主体となった取り組みとの連携を図りながら、路面標示の設置を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2 目の道路橋梁改良費につきましては、31 億 3,194 万 1,000 円の増額で、右の説明欄にあります各事業ともに、国の交付金の内示と当初予算との差額による増減でございます。1 の社会資本整備総合交付金事業費は減額となっておりますが、交付金の整備計画の変更により、一部の事業を防災安全交付金事業として実施しており、事業の進捗に大きな影響はございません。

次の防災安全交付金事業費は、大幅な増額となり、箇所にして 70 カ所程度の増となります。県民の命と暮らしを守るインフラの再構築や通学路の安全対策など、生活空間の安全確保、質の向上に資する事業を一層推進してまいります。

次の 92 ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

まず、社会資本整備総合交付金事業費につきましては、国道 197 号ほか 1 件の工事におきまして、用地交渉に時間を要したため 4 億 3,551 万 7,000 円を、次の防災安全交付金事業費につきましては、国道 194 号ほか 13 件の工事におきまして、関係機関や他事業との調整、また地元との調整に時間を要したため 11 億 1,664 万 3,000 円を繰越予定としてお願いするものでございます。

これら 16 件の工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会での議決をお願いするものでございます。

道路課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 工事が非常に多く、特に道路課がすごく多いと思います。私も業界の意見を聞いて回って、特に災害のときに市町村の市道とか町道とかの工事もあって、重なるケースが多いので、県の土木事務所と市町村とで十分協議を行った上で、調整していただきたいという要望が一つありました。

それとスムーズな発注、この災害復旧に限らず当初予算の分もあると思いますが、受ける側の人数がものすごく減っていますので、ぜひそこらあたりの調整をしながら発注していただきたい。これ要望です。

それと、サイクリングの道路、この間観光政策課に聞きましたが、愛媛県に自転車が走るための、このぐらいの幅らしいですが、道路の一番端っこにこのぐらいの線があるでしょう。あれの広いやつをつくっている話をサイクリングをやっている人から聞いて、高知はあんなものをつくれるのって言ったら、たまたまこの表示の分があったから。そういう情報を堀田課長は持ってないですか。自転車を走らすための、このぐらいの線を愛媛県では引いているそうですが。

◎堀田道路課長 今回はブルーラインと言いまして、幅 20 センチぐらいのブルーの線を 5 キロごとに書いて表示していきます。その間に、ピクトと言いまして目的地までの方向と距離も書いたもので、基本的に愛媛県と同じ仕様でつくろうと思っています。最終的には四国 1 周のルートにもなりますので、同じような規格でつくろうということで今回は考えております。

◎中面委員 愛媛の分も全部張るわけではなく、切れてるの。これぐらいの幅で。

◎堀田道路課長 愛媛県の場合は、幅 20 センチで、将来的には全線ずっと引きたいと。5 キロに 1 カ所じゃなしに、そういう計画を持っているようですけども、いずれ本県もそうなるかもしれないですが、とりあえずは愛媛と同じように 20 センチ幅で 5 キロに 1 カ所入れていくということを今回やりたいと思っています。

◎中面委員 それはこの間、知事なんかが走った四万十のラインのことですか、それとも全部にやるのですか。

◎堀田道路課長 この前、知事が走ったやつは愛媛県が設定したサイクリングロードが、あそこの道の駅まで延びており、そこは愛媛県と協力して本県も同じようなラインを引きました。あのラインを今回は 321 号、441 号、381 号、ぐるっと 8 の字、無限大のような格好でそのコースを引こうということでございます。

◎中面委員 ぜひやってください。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎三石委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎天野都市計画課長 それでは、補正予算について説明をさせていただきます。

資料番号②の議案説明書補正予算の 93 ページをお開きください。

歳入につきましては、都市計画道路、高知駅秦南町線の整備費の増額に伴います負担金や県債の増加によるもので、合計 6,229 万 4,000 円の増額をお願いするものです。

続きまして、94 ページをごらんください。

歳出につきましては、1 目の都市計画費の 1 都市計画規制費は、大規模盛土造成宅地の豪雨による影響を調査するための委託料として 401 万 8,000 円をお願いするものです。

それでは、参考資料で説明させていただきますので、都市計画課のインデックスのページをお開きください。

本年 8 月、広島市において豪雨による土石流で甚大な被害が発生しました。また、東日本大震災などでは大規模造成宅地の滑動崩落による被害が多数発生しています。こうしたことを踏まえ、大規模盛土造成宅地について、さきの台風の豪雨による影響調査を緊急的に行うもので、県内の大規模盛土造成宅地は、高知市、県を合わせて 427 カ所を把握しています。なお、大規模盛土造成宅地とは下段の説明のとおりでございます。

今回の調査は県が把握している 38 カ所について、現地踏査により出水や湧水の痕跡、擁壁やのり面などの変状の有無を調べ、変状などがあつた箇所については、さらに詳細な調査を実施するというものです。

この調査により、今後災害が発生した場合にその被害が大きくなると判断された箇所につきましては、対策の実施者や費用の負担などを含め、後の対応を検討していきます。

さらに、調査結果につきましては、当該市町村に周知し、災害の未然防止や被害の軽減につなげていただきたいと思いますと考えています。

なお、高知市が把握している 389 カ所につきましては、市が県の調査方法を参考に優先順位をつけた上で調査すると聞いています。

次に、資料番号②の 94 ページに戻っていただき、2 目都市整備費の都市計画街路単独事業費について説明いたします。

これは、都市計画道路の高知駅秦南町線について 7,058 万 8,000 円の増額をお願いするものです。

参考資料、都市計画課のインデックスの 3 ページをお開きください。

都市計画道路、高知駅秦南町線は秦南団地に建設される高知市北消防署や高知赤十字病院への円滑なアクセスを目的として産業道路から県道高知北環状線までの約 740 メートルについて本年度から事業化されております。

2 ページをごらんください。

高知赤十字病院の開院が平成 31 年 3 月に予定されていることから、その開院に向けて、可能な限り早期に用地交渉に着手するために必要な調査費について補正をお願いするもの

です。

用地交渉を行うには、道路や橋梁の構造を決定し、買収範囲を確定することが必要となりますことから、それらの構造を決定するために必要なボーリング調査、内水や軟弱地盤の解析等の調査費を計上しております。

以上で都市計画課の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 ないようでしたら、ちょっとお聞きしたいのですが、この道をつくるということで、今計画を立てていますよね。用地買収は高知市ですか。

◎天野都市計画課長 事業自体は県ですけれど、用地を買う分は委託という形態で、高知市が主になって行うということで、役割分担をしております。

◎三石委員長 当然こういう広い道が必要になってくるわけで、公のために、わかった土地を提供しましょうという方もおられる反面、どうしてもいかんというような方もおられるのではないかと想像するわけです。それで、例えば、最後まで反対で売らないということになった場合、最終的にはどういうふうになっていくのですか。

◎天野都市計画課長 都市計画事業で国から事業認可をいただいております。通常の道路ですと事業認定という手続きをとってから収用ということになりますけれど、都市計画事業は一番初めにそれを行っておりますので、最終的には収用という形になることはあると思っています。ただ、二十数名の地権者の方にはもうかなり前からお話ししながら入っております。実際は賛成の方が大体話をしてくださっていますけど。

◎三石委員長 実はそこで物すごく反対されている方がいるわけです。相談も受けましたが、そこらあたり、私は何とも言えなかったです。代替地とか、難しいかもわかりませんが、やはり納得がいくような交渉をぜひしていただきたいなど。なかなか根強く反対されている方がいますので、高知市のほうにもお伝え願えたらと思いますけど、いかがですか。

◎天野都市計画課長 役割としては高知市ですけれど、県と市が一体となって行うようにしておりますし、できる限り早くから説明に入りたいがために、今回の補正もお願いしております。どういう道路になるか、どこまで家がかかるか、どれだけの補助金額になるかも含めて、早く算定した上でお話を伺いたいと考えております。誠意を尽くしながら、県と市が一体となってやっていきたいと考えております。

◎中面委員 大規模盛土造成の話が出てましたので、参考のために部長にお聞きしたいのですが、東北へ何度か行ったときに町全体を3メートル～5メートルのかさ上げという計画があつて、宿毛でもよく聞かれますが、最大で2メートル沈下するということに、まず町全体を上げていくということに、具体的に例えば3メートル盛り土してから、どのぐらい

の期間で建物が建てられますか。今の技術だと、例えば3カ月とか半年くらいの短期でできるのですか。

◎奥谷土木部長 規模にもよるとは思いますけども、その辺は今ここで正確にはお伝えできませんけども、やはり盛り土をするとどうしても自然に圧密沈降しますので、ある程度その沈降がおさまるまでは上に建てるのは好ましくないと思います。通常は、上に仮設物のようなものを建てて、その沈降を促進させた上で建てるっていう方法がよくありますが、その場合はやはり3年とか、それぐらいのレベルでやっている事例が多いです。

◎中面委員 高知新港のかさ上げは後で聞いたほうがいいのか。どれぐらいで建てる予定なのかという、具体的なことは。

◎奥谷土木部長 また後で、担当課長のほうから説明があると思いますけど、高知新港の場合は巻立て圧といいますか、土砂を盛って圧縮してさらに転圧してやりますので、すぐに建てるようなケースもあります。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

〈公園下水道課〉

◎三石委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎長野公園下水道課長 公園下水道課の補正予算について御説明いたします。

資料番号②議案説明書の95ページをお開きください。

4公園費の1都市公園管理費におきまして、春野総合運動公園の設備更新のため、備品購入費を2,285万4,000円計上しております。

これは、陸上競技場のトラック競技の写真判定システムを更新しようとするものです。

具体的に説明させていただきますので、土木部参考資料の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。

現在のシステムは、よさこい高知国体開催に向け、平成13年2月に購入したもので、導入後14年が経過することから、今年度に入りシステムがフリーズするなど支障が発生しており、円滑な大会運営の確保のためシステムの更新を行うものです。

今後は、陸上競技場として国内第1種公認及び世界陸上連盟のクラス2の公認を取得することとあわせて、この更新を行うことで国内合宿などの実績を積み、東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致につなげようとするものです。

次に、資料番号②議案説明書に戻っていただきまして、96ページをお開きください。

平成26年2月議会におきまして既に議決をいただいております室戸広域公園屋内運動場の整備に係る債務負担行為の変更をお願いするものです。

土木部参考資料、公園下水道課の2ページをお開きください。

屋内運動場の整備に当たりましては、屋根部材に県産材を使用する計画としておりますが、この木材の集材から乾燥までの期間として4カ月を確保する必要が判明したので、債

務負担行為の期間を平成 28 年度までとする変更をお願いするものです。また、金額につきましては、資材などの上昇、利用者の利便性や非常時の利用を考慮し、間仕切りネットや太陽光発電システムを追加したことから増額をお願いするものです。

次に、特別会計の補正予算について御説明いたします。

資料番号②議案説明書の 142 ページをお開きください。

高知県流域下水道事業特別会計補正予算として、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料について、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年の債務負担行為として 12 億 1,650 万円をお諮りするものです。

財源は全て浦戸湾東部流域下水道の関連 3 市である高知市、南国市、香美市からの負担金で賄われます。

内容を説明させていただきますので、土木部参考資料、公園下水道課の 3 ページをごらんください。

高須浄化センターの概要を載せてあります。

真ん中の赤色で囲んだところが高須浄化センターで、赤の点線より右側の香美市、南国市、高知市からの汚水と、点線より左側からの地域になる高知市潮江及び下知の下水処理場からの高濃度汚水を処理しております。少し色分けがわかりにくいですが、平成 25 年度末で濃い茶色のエリアの約 19 万人の汚水を処理しております。

次の 4 ページをお開きください。

業務の内容としましては、現在の第 2 期目と同じ内容になっており、保守点検などの運転管理、水質検査などの法定検査・点検業務、光熱水費・薬品などの物品調達業務、50 万円未満の小修繕業務、その他の業務として植栽管理などとなっております。

債務負担額につきましては、2 期目の 3 カ年と比較しまして、労務費単価の上昇、電力単価の上昇などにより、約 2 億 3,000 万円の増となっております。

また、この高須浄化センターの包括的民間委託による運転管理については、先月 22 日に有識者 4 名、行政 3 名で構成する浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理包括的民間委託評価委員会を開催し、議論していただきました。放流水の水質や県内企業への配慮などの実績を確認し、適切に運転管理が行われているとの評価をいただき、また、次期委託に向けての評価項目についても了解をいただいております。

今後のスケジュールにつきましては、議決をいただきましたら、委託のための公募、審査、契約などの手続を進め、来年の 2 月末に契約を締結し、2 月議会での契約締結の御報告をしたいと考えております。

以上で公園下水道課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 2,285 万円のこの機械、2 台あってもう 1 台のほうも 10 年以上経過してます

けど、大丈夫ですか。

◎長野公園下水道課長 大体2台のシステムで計測するようにしており、写真を表裏から撮るようにしています。今は1台がすごく調子が悪くて、1台でやっておる大会が幾つかあります。もしその1台が壊れたら計測ができなくなるということもあって、去年度に若干修理はいたしました。それでもやはりフリーズが続くので、更新をお願いしたいと考えております。

◎森田委員 これは日常使いというか、日ごろは合宿やキャンプに来る人なんかも使っているわけですか。

◎長野公園下水道課長 記録をとるとき以外は使っておりません。通常の合宿で、記録をとらない場合は使われておりません。

◎森田委員 じゃあ、めったに使われないわけですか。

◎長野公園下水道課長 例えば全日本クラスとか世界クラスとかが来ると、タイムをはかりますので使われると思います。

◎森田委員 国体のときに購入した2台について、当時は1台幾らしたのでしょうか。また、そのときの財源なんかはどんな充て方をしたのでしょうか。今やったら2台で4,500万円ぐらいしますよね。

◎長野公園下水道課長 これは2台で二千何百万円の予算です。当時の金額はわかりませんが、13年前なので変わっているかもしれませんし、若干安かったかもしれませんけど、私は存じませんのでお答えすることはできません。

◎森田委員 財源はどうかいうのもわからないということよね。2台で1セットになったものということで、この2,285万4,000円というのは2台でセットになった分ですか。

◎長野公園下水道課長 2台セットで二千何百万円です。

◎森田委員 ここへ書いてあるように、ぜひオリンピックやパラリンピックの事前合宿、ほかにも大いに使い切って、十数年で2,000万円だと年間200万円ぐらいですので、どんどん使っていつもはかってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎梶原委員 今後、機器更新などをされるということですが、オリンピック・パラリンピックの合宿誘致は当課としてどこかに接触するのですか、それとも県全体でやっていく中ということですか。

◎長野公園下水道課長 当課で直接誘致に行くことはないと思います。県全体でやることになると考えております。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

〈住宅課〉

◎三石委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部住宅課長 それでは、平成26年度の9月補正予算について御説明いたします。

資料②議案説明書（補正予算）の 98 ページをお願いいたします。

まず、1 目住宅費の 1 住宅諸費について御説明いたします。

避難住宅確保支援事業費補助金 240 万 5,000 円を計上いたしております。

この補助金は、8 月の台風第 12 号及び第 11 号の豪雨によって避難指示が長期化している地区を対象に避難者世帯が民間の賃貸住宅に一時入居される場合にその経費を支援する市町村に対して、県がその費用の一部を助成するものでございます。

具体的には、避難者の方が民間住宅の賃貸に必要となる家賃、退去時修繕費、礼金、仲介手数料、損害保険料などに対して、別途定められた上限の範囲内で市町村が支援を行う場合に、県がその費用の 2 分の 1 を市町村に対して補助します。

今回計上しました経費につきましては、避難指示が長期化している高知市鏡的湊地区及び土佐山菖蒲地区から民間の賃貸住宅に避難を余儀なくされている 8 世帯を対象として、避難指示が解除され、もとの居住地に戻るまでの期間を平成 27 年 3 月末までの 7 カ月間と想定して計上いたしております。

次に、2 の住宅耐震対策事業費について説明いたします。

木造住宅耐震診断マニュアル作成委託料 261 万 5,000 円、及び住宅耐震化促進事業費補助金 1,350 万円を計上いたしております。

参考資料の住宅課のインデックスのページをお開きください。

木造住宅耐震診断マニュアル作成委託料と拡充することといたしました補助事業の概要をあわせて御説明いたします。

参考資料の左側をごらんください。

住宅を耐震化することで死者数を大幅に減らすことができることから、これまでも重点的に取り組んでまいりましたが、目標を達成するためにはさらに取り組みを強化していかなければなりません。

そのような中、左上の現状と課題に書いてありますように、県民の約 45%が住宅の耐震化に関する補助制度を知らず、耐震改修の入り口となる自己負担 3,000 円の耐震診断の実施率が 2 割に満たない状況であることは大きな課題であると考えております。

そこで、参考資料の右側をごらんください。

このような課題の解決に向けて、まず耐震診断の実施率向上を加速させること、あわせて住宅所有者の経済的な負担を軽減させることにより、耐震改修の実施率を向上させること、その二つの方針に基づき、その下にありますように、加速化に向けて必要な予算を計上させていただいております。

まず、戸別訪問による普及啓発、地区カルテの作成などに取り組む市町村に対し、その費用の一部を補助するメニューを追加いたします。特に戸別訪問は、昨年度取り組んだ一部の町村におきまして診断実績が大きく伸びていることから、戸別訪問に取り組む市町村

をふやし、耐震診断の実施率向上につなげたいと考えております。

次に、低コスト工法に関するマニュアルの作成ですが、低コスト工法については、耐震診断士の約4割が認識しているものの実務で採用している診断士は1割に満たないという状況でございます。

そこで、低コスト工法の設計施工例やコスト比較などの情報を充実させたマニュアルを作成・配布し、実務的な講習会を行うことで、低コスト工法の普及と活用を強力に促進をします。そのことで耐震改修コストの低減につなげたいと考えております。

また、戸別訪問を行う際に、低コスト工法などに関する情報を提供し、改修費用に対する住宅所有者の不安を解消することで、耐震改修の実施率向上にもつなげていきたいと考えております。

これらの取り組みにより、市町村や事業者とも連携しながら、住宅の耐震化を加速してまいりたいと考えております。

続きまして、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

その概要を参考資料により説明させていただきたいと思っておりますので、住宅課のインデックスの2ページをお開きください。

今回の条例改正の内容は、共用廊下や浄化槽など県営住宅の入居者が共同で使用する部分、いわゆる共用部分の維持管理を入居者みずからが自立的に行うことが困難で、入居者の安全や利便の低下を招くおそれがある団地を対象に、県が共益費負担金の直接徴収を実施することによって、県営住宅の良好な住環境を維持しようとするものでございます。

資料の中段左の県の責務と入居者の責務というところをごらんください。

県営住宅の管理については、公営住宅法第15条の規定により、事業主体である県が最終的な管理義務を負っております。一方、入居者は、公営住宅法第27条の規定により善管注意義務、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第20条の規定により、共用部分の維持管理に要する費用の負担義務を負っております。

中段右にありますとおり、共用部分の維持管理には、条例第20条第3号に規定する共用水道や共用電気の使用料、浄化槽の管理費用を入居者から集金し事業者を支払うといった業務が必要で、県営住宅全62団地のうち、自治会が主体となって管理を行っておる団地が39団地、自治会がなくとも入居者が世話人として管理を行っておる団地が19団地、あわせて58の団地で自立的な管理が行われております。その一方で、それらの管理主体がなく管理費が不足するなど、自立的な管理が困難となっている団地が4団地ございます。

このように改善の必要性、対応の緊急性が高い団地に限り、入居者の意向を確認の上、県が入居者にかわって共益費負担金を直接徴収し、電気事業者等に支払うことにより、県営住宅の良好な居住環境を確保しようとするものでございます。

直接徴収の仕組みにつきましては、資料の下段の左にありますとおり、県が共用部分の維持管理に要する契約や費用の支払い等の業務を行います。入居者には、実績をもとに算定しました共益費相当額に1戸当たり300円の手数料を加えた共益費負担金を月々の家賃とあわせて県に納付していただきます。

この手数料は、共益費相当額の算定や納付書の作成等に係る人件費をもとに積算した実費相当額で、自治会等の管理主体を中心に維持管理が適切に行われている団地が、安易に直接徴収に流れることを抑止する効果も期待しております。

他県の状況でございますが、大阪府、兵庫県の2府県、京都市、神戸市の2政令市で実施されております。

スケジュールについては、来年度当初からの実施を想定しており、本議会で御承認いただきますれば、記載のとおり、直ちにシステム改修や費用の算定等の準備作業に取りかかることとしております。

以上が共益費負担金の直接徴収についての説明でございます。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が本年10月1日に施行され、法律名称が改正されましたことから、同法の運用規定の整理をあわせて行うこととしております。

条例の新旧対照表は、資料の④議案説明書（条例その他）の64ページでございます。

以上で住宅課の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 住宅耐震化促進事業の加速化は、予算委員会でも出てましたし、私も前に委員会で発言したと思います。それで、昔は費用が非常にかかっていたということで、住宅課へ問い合わせたら、平成25年に土佐清水市で90万円の範囲内で3軒ぐらいできたという話をうちの地元でしたら物すごく喜ばれて、区長さんが早速皆さんに知らせますということで、非常に効果のあらわれることだからどんどん進めていただきたいですが、この戸別訪問に取り組む市町村に対し費用を一部補助するのはいいですけども、市町村にばらつきがありますよね。あまり積極的でない市町村に対して、もっとやったらどうですか、こういう制度がありますよという宣伝もこの事業は含んでいますか。

◎阿部住宅課長 まず、市町村の熱意にばらつきがあるのはおっしゃるとおりでございます。そこについては特に予算を計上してませんが、私も含め市町村にお邪魔して、首長を初め、こういった制度をつくるのでぜひやってくださいということと、あと実際その戸別訪問に今回着目したのは、昨年度一部の町村で実際やってみて、診断の実績がかなり上がったものですから、ほかのところではこんなにうまくやって実績を伸ばしていますという情報提供もこれまでやってきてはありました。なお今回、市町村で取り込まれる場合については国も金銭面でも応援しますのでよろしくということで、今後さらに普及啓発をし

ていきたいと思っています。

いずれにしても、これまで余り手をつけてなかったところもあるので、積極的に、逆に我々が余り使い道を縛らずに市町村のアイデアをなるべくうまく酌み取れるような形で運用してまいりたいと思いますし、周知につきましても、私みずからが首長のところを回ることも含めて、これからもやっていきたいと思っています。

◎吉良委員 共益費のことですけれども、実質4団地が払っていないと。でも、その4団地の中でも払っている方はいらっしゃるわけですね。

◎阿部住宅課長 払っている方はいらっしゃいます。

◎吉良委員 ということは、その人の立場に立つと、払っているのに、もし県に徴収をお願いするとすると300円アップになるわけですね。非常に理不尽だと感じるのではないかと思いますけれども、その辺はどうですか。

◎阿部住宅課長 御指摘の点につきましては、委員おっしゃるとおり、今回、県が直接徴収することによって300円の手数料を上乗せさせていただくことを考えておりますが、その際には、まず入居者の御意向を確認させていただくことを考えております。

今こちらで考えておりますのは、直近3カ月滞納がない方、入居者の一定の同意をいただく形を想定してございますので、まずちゃんと払っていても、なおやってほしいかどうかを確認させていただくということが1点と、そもそも不公平じゃないかという点につきましては、まずもともと共益費の維持管理は入居者の責任において行うべきものであるという大前提のもと、よその大多数の団地がやっておられるように自治会を結成してやるとか世話人を選んでやっていただくとか、そういった維持管理体制をしっかりとつくって管理していただくことも含めて、入居者の方にしっかりやっていただきたいと考えておりますので、そういった意味では、共益費を払ってはおるけれどもそういう体制の構築には協力しないということでは、我々としてはもう一步頑張ってもらいたいと考えております。

繰り返しになりますが、いずれにしましても、まじめに払っている人と払っていない人ということの関係で申しますれば、まず払っている方の一定の同意のもとにやりたいと、原則としてそういったことで運用したいと考えております。

◎吉良委員 払わない人が物すごく多くて困っているということではないと思いますけれども、そもそも非常に不思議に思うのは、これはほかの県もこういうことですが、これは公営住宅法で、共益部分については家賃に準じるとして、管理者のほうで徴収することにはなっていないですか。普通、民間だと共益費も含めて強制的にお支払いということになっていますけれども、それはここではできないということですか。

◎阿部住宅課長 まず、一般の共益費について、民間はまさにさまざまございまして、家賃と一体的に徴収している例もあれば、区分して徴収している例もございまして。県営住宅につきましては、公営住宅法は特に共益費について規定はございません。ただ、逐条解

説などの資料によりますと、基本的には入居者が共同で管理をするものであって、団地の自治会などでそういったことをしっかりやることが望ましいという記述がございます。

今回、条例で規定しますのは、条例で第 16 条の規定を準用すると、毎月末までに納付しなければならないという納付義務を準用して適用します関係から、条例で規定していこうという趣旨でございます。

◎吉良委員　そういうふうに条例で決めたということなので、ほんとは一緒に徴収しようと思えばできるわけですよ。さっきのお考えを聞くと、公営住宅法上は分離して共益費をとということはないということならば、最初から家賃として、汚水処理施設なんかはつきものですから、本来これが壊れたりしたり、この運営というのは管理者の責任であって、エアコンと同じように普通だと思いますけれども、そもそも家賃に入れとけば問題はないのではないかと思いますけれども、やはりそうはしなくて、手数料を上乗せして支払うと。そして、もしそれでも払わないとなったら従前と同じで、明け渡し請求の対象になるわけですよ。今でもそうですよね。だから、非常に正直者が損をするような感じがしますがけれども、そこら辺はないですか。

◎阿部住宅課長　今の御質問の内容は、要するに全団地で同じようにやればいいじゃないかという趣旨と受けとめましたけれども、私どもの整理としましては、もちろん共益費は入居者の負担のもとに行う原則が一つはあるということと、もう一つは、その共益費関係の事務がその団地のコミュニティーのきっかけになるということがあると考えておりました、我々としてはやはりその団地のコミュニティーが希薄化することは避けたいと考えておりますので、実際あと大多数の団地でもしっかりとそういったことができておりますものですから、我々としてはその団地のコミュニティーを維持していく上でも、県が全部の団地を直接やるということまでは考えていないと。あくまで必要最低限、ほうっておくと入居者の理念や安全性が脅かされるという事態に至りそうな団地に限って直接徴収をさせていただきたいと考えております。

◎吉良委員　入居者のコミュニティーは強制することはできませんから、要件として入居のときに、必ずあなたは団地の自治会に参加するかどうかということではないわけですから、それは、これとはまた別の次元で考えることも可能ではないかと思えます。

いずれにしても、県の考え方がちょっとわかりましたので、私のほうでもいろいろお話を伺っていますので、また検討させていただきたいと思えます。

◎三石委員長　それでは、質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は 3 時 20 分といたします。

(休憩 15 時 09 分～15 時 22 分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈建築指導課〉

◎三石委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎西本建築指導課長 平成26年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

お手元の資料②議案説明書（補正予算）とある資料の100ページをお願いいたします。

右端の説明欄に記載してありますとおり、耐震改修促進計画改定基礎調査委託料として1,190万1,000円を計上しております。

事業内容につきましては、参考資料の建築指導課のインデックスのページをお開きください。

この事業は、南海トラフ地震から命を守りつなぐ観点から、震災時の避難路を確保するために、沿道建築物の耐震化を促進するための基礎調査を行うものでございます。

建築物の倒壊による避難路の閉塞を防ぐための措置として、昨年11月25日に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律におきまして、県と市町村がそれぞれの耐震改修促進計画で緊急輸送道路や避難路を指定することにより、その沿道に建っている一定の高さを超える建築物で、現在の耐震基準に適合しないものについて、耐震診断の実施と報告が義務づけされることとなりました。

県としましては、従来から市町村と連携して、住宅の耐震化のほか、危険なブロック塀や空き家の除却に取り組んでいるところですが、それに加えて、この改正法を活用し、倒壊により避難路が閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進するために、まず避難路の沿道建築物の実態を調査することといたしました。

具体的には資料左側の中ほど、9月補正予算での対応と書いた枠をごらんください。

この調査では、津波の被害が予想される典型的な地域である室戸市、土佐市、黒潮町の三つの市町において、対象地区を選定し、防災拠点や地域の避難所や避難場所などを結ぶ道路の沿道建築物の実態調査を行い、それぞれの地域の避難路の危険性を明らかにします。

一方、当初予算では、県外からの救援ルートと広域の防災拠点を結ぶ道路の沿道建築物の調査を行っておりますので、それぞれの調査結果を踏まえて道路啓開計画とも整合をとりつつ、県と市町村が適切に役割分担をしながら、沿道建築物の耐震化を促進する道路の指定を行ってまいります。

今後はこういった調査と指定の実施をほかの市町村にも働きかけていくとともに、法律では耐震診断の義務化ができない高さ6メートル以下の沿道建築物につきましても、建築物の所有者に個別に耐震診断や耐震改修をお願いするなど、耐震化を重点的に促進することにより、県民の皆様の避難の安全性や緊急車両の通行を確保するために取り組んでまいります。

以上で建築指導課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 参考のために聞きたいのですが、大月町の津波が予想される集落で山に駆け上がる避難道が3カ所あって、そのうちの1カ所が、2メートル50ぐらいの高さのブロック塀が山ふちのすぐそばにあって、今にも倒れそうなので改修してほしいけど、地区の区長さんや役員さんに言わずとちょっと変わった人で一切応じないと。この趣旨からいくと、避難道に指定されたとしても、強制的にはやっぱりできないのですか。改修してくれということしかできないのですか。

◎西本建築指導課長 強制的ということでは、この法律に基づきましては、その建築物が耐震診断を義務化することができるということまででございます。それから先、例えばそのブロック塀を撤去せよということになると、別の法律上の規制とかもありますけれども、そういったことを使いながらということになってくるかとは思いますが。

◎中面委員 使いながらということは、要はそのブロック塀を変えてもらえばいいわけですよ。自主的にはできるし、お金が出ますよね。何十メートルか避難道のそばのブロック塀はできるけど、本人が一切言うことを聞かないらしくて、困っているのです。そういう場合はもうできないのですか。

◎西本建築指導課長 なかなか難しい面がございます。建築基準法で、例えば本当に倒壊をすれば命の危険が伴うようなものにつきましては、命令をしたりとかいう規定もございますけれども、やはりなかなか個人の財産ということにもなりますので、強制的に手を出すのは非常に難しいというのが実態でございます。

◎森田委員 密集地の中の避難の困難性についてしっかりと対応していただくようで、本当にありがとうございます。前に1度、現地も見ていただいたこともあって、随分詳しい調査内容になっており、非常に歓迎するところですが、市町村が住宅地からの細かい避難路、避難計画なんかをつくっていますよね。県は調査をし、見直しますよということですが、市町村がもっと前面に出て住民の危険の自覚とか、あるいは今回の避難路の改良・改修には協力するとか、地権者あるいは家主なんかの協力が必須ですよという、そこら辺の自覚を市町村が今回の調査もそうですし、調査に続く改修なんかも含めて、もっと住民に啓発をします。ここを直さなければならぬのはあなたのためだけじゃないですよという話は、市町村がもっと前面に出て住民を啓発する。あなただけが逃げられないではなく、この奥のほかの1軒、2軒が逃げられないですよというように、市町村がもうちょっと前にも出てもらわないといけないと常々思いますが、市町村の協力についてはどうですか。

◎西本建築指導課長 委員おっしゃるとおり、市町村が中心になって前に立って指導していただかないとなかなか進めるのは難しいと考えておまして、この調査をやる時点から、市町村の担当の方とは連携をしながら進めていきたいと思っておりますし、その調査結果から出てきた危険度が具体的に目に見える形になると思っていますので、市町村の方々と一緒に見な

がら、対策というか課題解決に向けての協議を進めていきたいというふうに考えております。

◎森田委員 この基礎調査で危険が明確になってくると、あなたのこのブロック塀が、あなたのこの家が危険ですよということがわかってくれば、だんだん自覚もするし、みずからのことになっていくと。それと同時に市町村行政もやっとなんか腰が上がってくると。

客観的に言えば、委託料ですからこの調査会社がブロック塀を調べたら、これは危ないとかで済むんですけど、やはり持ち主に対して自覚を促していくっていう作業にだんだんとなって、当然行政のお金だけではなしに自己資金が要る場合がどんどん出てきますので、そういう意味も含めて、今後は持ち主との接点を市町村が持って、改良・改善をしていくような時期に差しかかっていると。行政に自覚を持ってもらうこともあわせて、この物理的に物にさわることによって引き続いて、ぜひとも行政を内容的にも一緒に動くようにひとつ汗をかいていただきたいと思います。

それから、この基礎調査は基礎ですから、この後に続くのはどんな作業になりますか。

◎西本建築指導課長 この基礎調査で、まず避難路の危険性というのを明らかにするわけですけども、その次の作業としては、沿道を義務化する道路はどれにするかというところを市町村と一緒に協議をしてまいります。その市町村の耐震改修促進計画で指定するような道路につきましては、市町村が計画上で道路を位置づけることによって、その沿道の建築物の耐震化、耐震診断が義務化されるということにもなりますので、そういったことにつながるように協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

◎森田委員 最終はやっぱり住民自治、市町村行政ですので、県は小さい路地まで手が届くわけじゃないけど、今回こういう調査が現地も含めて、県が予算を張りつけてやることは非常に大きなきっかけづくりになりますので、市町村に自覚を促す意味でもしっかり自覚するまで県が仕事をして、あとは啓発しながら、市町村は住民対応をやっていくと。

もう小さい路地ですけど、ほんとに県の皆さんに現地へ入っての調査も含めて、今後こういった詳細な調査は、避難路云々じゃない、当然家から出たら避難路ですから、もう皆個人個人の避難路ですよ。あの瀬戸にあるような住宅団地の広い道路、あるいはこの写真にあるような広い道路、確かにこれも避難路をふさいでいますけど、こんな道路はないですから、非常に狭い、手幅を広げたら両方の壁へつくようなところばかりです。県がこういうきっかけをつくっていただいたので、時間がありませんよとかいう話をしっかりする中で、市町村の行政が自覚してみずからのこととして住民に真向かいになって動き出すように、そこまで一緒に取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎黒岩委員 今回3市町が選定されているわけですが、今後新たな市町村等を選定されていくのか、そのあたりどんな計画ですか。

◎西本建築指導課長 まず今年度につきましては典型的な3市町ということで、津波が早

く襲ってくる室戸市、津波が高い黒潮町、それから先ほどおっしゃったような密集した細街路がずっと連担してるような土佐市、そういった地域でまずやってというふうに考えていますけれども、もちろんこの三つの市町村だけで終わりということではなく、そのほかの市町村につきましてもこういった結果を踏まえて、こういうようなこととなりますということを示しながら調査をし、また広げてまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 ちなみにこの三つの要件を、先ほど3市町の例で言われましたけども、こういう事例に当てはまる地区、これは沿岸の市町村の中でどれぐらいの箇所があるものですか。

◎西本建築指導課長 沿岸の19市町は多かれ少なかれ津波の浸水が予測されているところですので、津波だけが課題ということでもないですけれども、特に津波につきましてもは迅速な避難が必要ということで、避難路がふさがれてしまわないようにあらかじめの対策は必要ということで、取り組む必要があると考えております。ただ、具体的にどれぐらいの箇所があるかという地区数ということでは把握しておりませんが、19の市町村全てがそういった対象になるのかなと考えております。

◎黒岩委員 そうなると、順次19市町村については年度を越して段階的にやっていくということですね。

◎西本建築指導課長 全て県がやるかということまではまだちょっと考えてないところですけど、まず三つやって、それから後の市町村はどのようにやっていくのかということ、今後また市町村の方とも相談をさせていただきながら、必要があれば県としても支援をしていくという方向性で取り組んでまいりたいと考えております。

◎横山委員 避難路の確保というのはやはり一番大切なことで、各市町村もやっていると思います。特に今回の場合は、海岸に面して津波の危険があるというような形になっておるわけですが、今回3市町ではなしに、県下の該当する市町村について暫時やっていただきたいという思いを持っておりますが、今の話の中ではそれぞれまた今後の課題というような捉え方かなと思いますが、各市町村は避難路、道路啓開等については非常に真摯に捉えていると思います。

そんな中で、県が調査するというので、ここにも課題と書かれておるわけですが、市町村はやりたいけれども調査費など予算的な面でいろいろネックになっておるということも考えられますが、そこらあたり県としてどのように調査されていますか。市町村との話の中で、どういう意見をいただいているのか、そこらあたりどうですか。

◎西本建築指導課長 まだ全ての市町村に対して、意向があるかどうかということまでの調査をしているわけではございません。

この法律が昨年の11月にできたばかりでもありますし、こういった調査をした事例というのもまだ全国的にもほとんどないという実態の中で、やりたくてもどこから手をつけて

いいのかわからないとか、どのくらいの費用がかかるのかもわからないとか、そういったことを考えている市町村も多いとは思いますが、まずやってみる中で、いろんなやり方とか課題とかを整理して、ほかの市町村にも話を持ちかけていきたいと思っております。

◎横山委員 それで、技術的な面は一応委託事業になろうと思いますが、その委託をかけるための費用について、県はこういう事業がありますよと。今回は県が先導的に調査しており、各市町村の皆さん方は、これに基づいた中でそれぞれ県が資金的に支援しますので、やっていくようにしていただけないかという取り組みを、今後するかどうかということについてはどうですか。

◎西本建築指導課長 市町村等の意見を聞いた中で、そういった要望がもし多いということがありましたら、費用的な支援のことも含めて検討していく必要があると思います。

◎横山委員 それと、先ほど説明の中で道路啓開等の話がありましたが、道路啓開というのは大きなエリアで計画されているわけですが、今回の場合は、小さいそれぞれの市町村の中での避難所とか病院とかに行くための道路啓開になろうと思いますが、そこらあたりの県の計画している大きな道路啓開と今回の調査との整合性とか連携はどうなっていますか。

◎西本建築指導課長 今回の調査につきましても、先ほど少し説明もさせていただきましたけども、県は二けた国道とか重要な防災拠点とをつなぐ路線ということでの調査をしており、広域的なものは県が指定していくし、それから市町村の単位での避難路みたいなものは市町村が指定すると、その両方の形をもって全体的な輸送路であるとか避難路の安全性を確保するというを考えております。

それから、道路啓開計画との関連ということですが、緊急輸送道路の確保とか避難の安全性という意味では全く同じ趣旨ですが、若干違うのは、道路啓開計画のほうは瓦れきができたものを除けていくという啓開ですが、こちらのほうは瓦れきができるのをあらかじめ防ぐというために耐震化を進めるということもございますので、当然ながら道路啓開計画で啓開しようとする路線と整合は考えていく必要があるかと思っておりますけれども、そういった趣旨の違いというものもございます。

いずれにしても、公益的なものと地域のものそれぞれが必要になってくると思いますので、そのように取り組みます。

◎横山委員 避難道に面した老朽した住家の倒壊等の危険が予想されるので、できるだけ早目に解体したいというような補助金等もつけて今やっているわけですが、なかなか所有者の方が同意してくれないとか、あるいは所有者がなかなかわかりづらい住家があるかと思いますが、国でそういう住家等に対して法的に整理していただく中で、それがあ程度市町村とか県が解体や撤去することができるというような国の動きはどうなっていますか。

◎西本建築指導課長 昨年、国のほうで、空き家の適正管理とかに関する法律というものの動きが少しあったと聞いていますけれども、まだ法律が制定されていませんので、そういった国の動きもあると思いますので、注視しながら、県としても考えていかなければいけないと思っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎三石委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課の補正予算について説明させていただきます。

資料②議案説明書の 101 ページをお願いします。

港湾・海岸課の歳入について、9 款国庫支出金の災害復旧費負担金及び 15 款県債の災害復旧債は、台風第 11 号による災害復旧事業に係る国の負担金と起債の借入金です。

第 12 款繰入金の海岸漂着物地域対策推進基金は、同じく台風第 11 号による海岸漂着物を処理するための基金からの繰入金です。

102 ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

2 目港湾費、説明欄 1 の港湾調査費は、本年 5 月に供用開始しました高知港のマイナス 12 メートル岸壁と連続しますマイナス 11 メートル岸壁への大型外国客船の誘致を目指して、寄港時の安全性を確認するための操船シミュレーションと係船柱の強化について、検討を行うものです。

近年、旅客船を運航する外国船社はクルーズ人口が急増するアジアマーケットに注目しており、日本を含むアジア地域への寄港をふやしてきております。

本県もこの機を捉えて、外国船社や日本の販売代理店にポートセールスを行った結果、これまで寄港実績のない大手の外国船社がこの春に二度来高し、高知城などの観光地や高知新港を調査した後、大型客船の寄港を前提に私どもと意見交換をしております。この意見交換の中で、寄港時の操船の安全性と係船柱の強度が問題となったことから、今回の補正予算に入出港時の操船シミュレーションと係船柱の追加配置についての検討を計上させていただいたところ です。

この検討結果をもとに、海上保安部や水先案内人、海運事業者などからなる航行安全会議を開催し、出入港時の安全性が確認された大型外国客船の誘致に積極的に取り組み、本県の観光振興に寄与したいと考えております。

次に、1 目海岸費、1 の漁港海岸調査費と 2 の河川海岸調査費は、今回の台風第 11 号により被災した海岸堤防の被災原因を調査し、対策案を検討するための委託費です。

台風第 11 号では、県内九つの海岸で堤防が倒壊するなど大きな被害を受けました。過去に菜生海岸が被災したことは記憶に新しいところですが、平成 23 年に被災し、現在復旧工

事が完了しています穴内漁港海岸でも、隣接する海岸堤防と自転車道の路側擁壁が今回再び大規模に被災しました。

今後、他の海岸堤防が同様の被害を受けないために、また地震・津波に対しても堤防機能を保持し、防護機能が発現するために、今回の台風で被災した高知海岸と穴内漁港海岸で原因を調査・分析し、今後の海岸堤防の整備に反映させていきたいと考えています。

また、この調査・分析にあわせて、県内の侵食傾向にある海岸で海岸堤防の空洞化調査を実施し、この調査・分析結果をもとに、対策の必要な海岸で対策案を検討してまいります。

3の河川海岸維持修繕費と4の海岸漂着物地域対策推進事業費は、台風第11号により流出したコンクリート殻の取り除きや、先ほど歳入で説明しました基金を活用した海岸漂着物の処理などを行う経費です。

103ページをお願いします。

2目耕地災害復旧費は、須崎市の福良海岸で台風第11号により被災した海岸堤防を復旧するための経費、下段の1目漁港施設災害復旧費は、市町村が管理する穴内や吉川漁港海岸で災害復旧工事を進める際の指導監督事務費です。

105ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

7項港湾費、港湾建設費は、下田港での防波堤整備に当たり、国が行う河川事業との工程調整に日時を要したことから繰り越しをお願いするものです。

8項海岸費は、全ての海岸堤防の耐震補強に関するもので、漁港海岸保全費は、宇佐漁港海岸の宇佐地区で海岸堤防の整備高を決定するに当たり、地域の方々との調整に日時を要していることから繰り越しを、河川海岸保全費は、十市前浜海岸で工事用の進入路の設置に当たり、用地の借り上げや工作物の補償に日時を要したことから繰り越しを、港湾海岸保全費は、高知港の若松町地区で工事区域に隣接する駐車場利用者との工程調整に日時を要したことから繰り越しを、それぞれお願いするものです。

対策が急がれます海岸堤防の耐震補強につきましては、工程を見直すなど全体工程におくれが生じないように取り組んでまいります。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 高知新港のさっきの質問で、やり方によってすぐ建てられるという部分はわかりました。ここの課じゃないですが、前にも紹介したことがあります。津波を受ける消防屯所を高台に上げるという要望が宿毛市であり、たまたまそのとき話をした建設業者が別において、建設業者は県の工事で建設残土の置き場所がないという話が出ました。それなら、県の消防防災課が消防分団のいろんな現状を捉えていますので、高台にもうちよっ

とかさ上げをできたらということと、それから県の工事の建設残土が出たときの置き場がないという要望がありますよ。それは消防分団だけではなく、かさ上げしたい場所もあるかと思えますよ。土木企画課の仕事かも知れませんが、ぜひそういう総合調整とか意見交換をやっていただきたいということの一つ要望しておきます。

それともう一つは、宿毛湾港のまだ売れてない部分のことです。あっちのほうももうちょっと上がっていたら買いやすいのにとかいう話も一応ありました。ただ、高知新港みたいに広い土地ではないので、上げて、そこへ取りつけ道路も含めたら広さがどうなるのかということは検討してみたことはありますか。

◎近藤港湾振興監 何メートルかの浸水が見込まれておりますので、高台の声があるというのは承知しております。ただ、全体で20ヘクタールぐらいのうち12ヘクタールが既に分譲されておまして、ドックの会社は平地として買っていただいています。残りの用地が10ヘクタール弱あるわけですけれども、高知新港の場合はあそこに仮置き土砂が既に50万立方メートルありましたので、それを新たに買うことなく有効活用する中で、割安に造成することはできますけれども、近くに工業残土があれば活用する方法はあるかもしれませんが、新たに買うとなると結構な費用がかかりますので、検討が必要だと思います。

◎横山委員 港湾調査費ですが、港湾の活用等について客船も重要な一つの課題で、今回旅客船「ぱしふいっくびいなす」が来てくれていますが、そこらあたりの取り組みは、どんな形で進められていて、将来的にどのような計画があり、それぞれどんな旅客船会社があるのか。それでどういう形でアタックしているのかについて、当然市町村もしないといけないことですが、県としてどうなのかをお尋ねしたいです。

◎中城港湾・海岸課長 足摺港にも帆船が中心ですけど、断続的に旅客船は入ってきております。幡多地域を見ても、四万十川、大堂海岸、柏島、足摺岬があり、観光地としてのポテンシャルが非常に高い部分があって、魅力的なところだと思っています。そこら辺のポートセールスは港湾振興課が担当で継続的にやってくれておりますが、そこら辺継ぎ足しをお願いします。

◎近藤港湾振興監 大きく日本の船会社が三つございます。それから外国の船会社で最近日本に寄港している船会社が複数あり、鋭意高知へ関心を持ってくださっている会社には営業をかけております。宿毛湾港は少し水深が深いものですから外国船も視野に、足摺のほうは主として帆船社に営業をかけておまして、おっしゃった船会社もほぼ定番で、定期的に寄港していただいている船会社の一つでございます。幡多は観光資源が豊富でございますので、これからも寄港いただける優先順位は高いと思いますし、少し小型の船舶で3万トン級の超リッチな外国船といったカテゴリーもありますので、単に大型の船を呼ぶということではなくて、ヨーロッパの船とか、そういったところにも視野を広げて営業をかけていきたいとは思っています。

◎三石委員長 以上で質疑を終わります。

以上で土木部の議案を終わります。

続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

〈建設管理課〉

◎三石委員長 まず、高知県建設業協会のコンプライアンス徹底に向けての取り組みについて、建設管理課の説明を求めます。

◎今西建設管理課長 それでは、高知県建設業協会のコンプライアンス徹底に向けての取り組みについて御報告させていただきます。

お手元の資料の赤のインデックスの建設管理課の1ページをお願いします。

9月24日に高知県建設業協会からコンプライアンス徹底に向けての取り組みについて、4月から9月までの上半期の活動報告がございましたので、報告させていただきます。

次の2ページをお願いします。

左側に当初の計画、右側に取り組みの結果が記載されております。本年4月以降の取り組みについて、主なものを左側の計画内容に沿って、右側の結果を御報告させていただきます。

まず4月から6月の欄をごらんいただきたいと思います。

計画の欄の一番上にあります行政機関に平成25年度の活動実績と平成26年度の活動計画の報告として、右側の欄で4月17日に県に提出後、四国地整あるいは県内各市町村に提出をいただいております。

次に、各社に平成25年度に実施したコンプライアンス確立に向けた取り組み状況の報告の要請を予定よりおくれしておりますが7月中旬に行っております。

各事業者の主な取り組み内容としては、外部のコンプライアンス研修への参加、社内での研修やあるいは委員会、勉強会の開催などが報告されております。

次に、協会内部のコンプライアンスの推進組織でありますコンプライアンス委員会は、右側で4月2日と4月16日に開催されております。

次に、協会の事業活動をチェックする外部有識者で構成しています倫理委員会につきましては、4月14日に開催されております。

また、計画になかった取り組みとしまして、結果の欄に記載しておりますが、例えば5月14日の法面保護協同組合でのコンプライアンス講習に協会として講師の派遣を、また、7月1日から9日に県が実施しましたコンプライアンス研修に当たって、会員への呼びかけ等をいたしております。

次に、7月から9月の欄をごらんいただきたいと思います。

左側の計画の欄に、行政機関への定期活動報告として1四半期の活動報告が7月31日に

県に提出され、その後、関係機関に提出されております。

次に、今年度の新たな取り組みとしまして、新入社員研修会を計画し、新人や若手職員を対象とした研修会が7月18日に開催され、35名の参加があったと伺っております。

次に、コンプライアンス委員会は7月3日に、倫理委員会は7月29日に開催されており、指名停止事案や通報の実績、あるいは各自治体に対する情報公開要請等の協議が行われております。

また、計画になかった取り組みとしましては、結果の欄の下段に記載しておりますが、7月中旬に全会員に対して、各発注機関が定める入札心得の遵守について要請を行ったり、あるいは関係団体のコンプライアンス講習への講師の派遣などを行っております。

なお、この半年間で公益通報の実績はなく、また、コンプライアンス相談窓口につきましては8件の相談があり、その内容は労働関連法あるいは建設業法に関連するものが多かったとお伺いしております。

3ページ以降につきましては、それぞれの取り組みの詳細でございますので、説明は省略させていただきます。

以上が建設業協会からのコンプライアンス取組実績の報告でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

〈都市計画課〉

◎三石委員長 次に、市街化調整区域における開発許可の規制緩和について、都市計画課の説明を求めます。

◎天野都市計画課長 それでは、都市計画課の報告事項の説明をいたします。

報告事項の都市計画課のインデックスのページをお開きください。

市街化調整区域における開発許可の規制緩和について報告いたします。

これは、県政の基本政策であります南海トラフ地震から県民の命を守ることや県外からの移住促進を目的として、開発許可の規制緩和を検討しているものです。

初めに現在の規制の内容について説明いたします。

高知広域都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域とに区分する線引きにより市街化調整区域内における住宅の建築等について規制を行っております。この市街化調整区域内において住宅の建築や既存住宅の用途の変更を行うには、都市計画法第34条に定める人や土地の要件である立地基準を満たす必要があります。この立地基準は、都市計画法第34条で定めたもの、この法により地域や建築物の用途を条例で定めたもの、及びこの法や条例に該当しないものを開発審査会の議を経て立地基準とするものがあります。

現在この開発審査会に提案しているものとしては、先端技術型の工場建築や一定規模以

上の敷地となる収用代替や線引き前宅地などについて提案基準として定めているものと、ショートステイと老人福祉施設などの複合施設といった社会情勢の変化等により新たな案件となったものなどを一件審査として提案しています。

今回、津波浸水予測区域から市街化調整区域への転居に伴う住宅の建築や市街化調整区域の空き家の賃貸について、開発審査会へ一件審査として提案、付議することにより、許可を行うことを検討しているものです。

具体的な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

まず、津波浸水予測区域から市街化調整区域への転居に伴う住宅の建築について説明いたします。

これは避難行動要支援者等の津波からの避難の選択肢をふやし、1人でも多くの命を守ることを目的に行うものです。甚大な被害が予想されます南海トラフ地震に伴う津波対策として、津波避難タワー、避難路、避難場所等の整備が進んでおりますが、発災時にみずから避難することが困難な避難行動要支援者等の命を守るための対策が課題となっております。避難行動要支援者にとっては、発災前に津波浸水予測区域の外へ事前に転居することは、命を守る有効な選択肢の一つとなると考えています。この選択肢であります市街化調整区域への転居が可能となるよう、高知県開発審査会へ一件審査として諮った上で認めていくことを検討しているものです。具体的には、個別の案件ごとに審査会へ付議することになります。

ページ下の付議基準の概要欄をごらんください。

人の要件としましては、市が作成する避難行動要支援者名簿に津波に関する要支援者として掲載されていることなどを条件とすることを考えています。

転居先の要件としましては、津波浸水予測区域の外に津波浸水予測区域公表日の平成24年12月10日以前から所有する土地であることなどを条件とすることを考えております。

次に、3 ページの地図をごらんください。

濃い青色の線で囲んだ区域が高知広域都市計画区域です。その中に赤い斜線で囲んだ区域が市街化区域、それ以外の区域は市街化調整区域です。津波浸水予測区域は水色で塗っている部分です。津波浸水予測区域から南国市、香美市、いの町の市街化調整区域へ転居するために住宅を建築することを今後認めていくこととすることを考えております。

ただし、中核市であります高知市につきましては、市に許可権限があるため市との調整が必要なことや、転居先が農地の場合は農地転用が必要となることなどが今後の課題と考えています。

次に、市街化区域の空き家の賃貸について説明いたします。

4 ページをお開きください。

これは、津波浸水予測区域から避難の選択肢をふやすとともに県外からの移住を促進することを目的に、市街化調整区域内の空き家について開発審査会に諮り、賃貸への用途変更を認めることを検討しているものです。開発審査会には、個別の案件ごとに付議することになります。

ページ左側、中ほどの付議基準をごらんください。

住宅につきましては、都市計画法、建築基準法上の合法性があること、建築主の死亡などの理由により空き家となったことなどを条件とすることを考えています。

借り主につきましては、津波浸水予測区域からの転居者及び県外からの移住者を対象と考慮しております。

実際の運営は、ページの右側のフローに示していますように、市や町が運営する空き家バンクの制度に県の開発審査会での審査の役割を追加したものになると考えています。

以上、二つの規制緩和について説明させていただきました。

県民の皆様には、市や町や不動産業界団体などを通じて、広報、周知を図っていきます。今後、具体的な案件がありましたら、次回12月に開催予定の審査会へ付議し、運用を開始していきたいと考えています。

以上で都市計画課の報告を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 規制緩和で命を救うということで方向性は非常にいいですが、先ほども西森委員とも話しておりましたが、自分で避難できない人は優先的に避難、浸水区域から出てもらうよと。そのための規制緩和もしますよということですが、もっともって自力で出れる人なんかは生命も当然、避難タワーではなしに生命も事前にきちっと保全できるし、あるいは財産も保全できるし、健全な人も資金がある人も、平常時ではないですから、もういずれの時間には来るということですから、そういった人も含めて、線引きを緩和してどんどんいく。そのことがとりもなおさずこの命も財産も、ましてやその経済の活性化にも自己資金で民間資本が回るわけですが、そういうことの規制緩和の方向性に何がブレーキになっているのですか。

◎天野都市計画課長 ずっと新聞にも出ておりますけれど、市街化区域におきましても空き家・空き地はどんどんふえていっている状況でございます。それと、実際のところ、被災した東北3県におきましても条例化までもしていませんし、仙台とかについても市街化調整区域へ行くには全壊の罹災証明書が要るとか、今同じように条例化していませんし、審査会で運営を諮っていますけれど、東北の被災したところであっても本県が今考えているものよりも相当厳しい運営をしております。

やはり市街化調整区域というのは市街化を抑制する区域であって、とにかく市街化区域にも空き地・空き家があるということが一番の問題だと考えております。

◎森田委員 だけど、そこに兄弟が持つとかいう土地がない場合、東北で背後地が広いとかいうところはあれですけど、例えば、高知市なんかは14万人ぐらいがこの水色の中におるとか、14万人が一気に家を失うというようなことを思うと、事前に500人、1,000人、5,000人、1万人と、やはり元気な人も自力で動けない人も大いに規制緩和して、この際はそんな線引きを超越してやらないといけない。日ごろの平常時には線引き内で生活すると住工混在もないし、あるいは効率的なインフラができるしということでもいいですが、もう5年、10年、15年後にそういう事態が発生するときに、そんなことばかり言っていると、こんな線引きは後で必ず後悔すると思う。他県に習うではなしに、目の前で命が、財産がというときだから、もっと超越してその解消に動くべきではないかと思いますが、どうですか。

◎天野都市計画課長 南国市は、沿岸沿いに十何基ほど避難タワーを設置しております。現在はコンパクトシティ、要は集約型という永続可能な都市経営を行うということが、我々都市計画を行っている人間の一つの大きな柱になっておることも事実でございます。その中で、どうしても要支援者の方にとっては経済的な理由が一番大きな理由になると思います。それともう一つ委員おっしゃいましたように、その線引きを続けるか続けないかという議論もあると思います。

また、高知市が中核市ということで、高知市については調整しておりますけれど、やはり高知市は特に調整区域に行かれるとなかなか行政が追いつかないということで、その調整区域の空き家の利用についても、調整区域へ県が運用しようとするということについても現実的にはなかなか厳しいということになっております。

それで、今のところ要支援者の方で、高知市の方が南国市とか別のところへ土地を持っており、出ていく方については県がこの運用で認めていこうとしていますけれど、逆に高知市に入ってくる方については、高知市はこの運用を全く考えてないです。

今、南海地震と集約型のまちづくりというものが二本で走っています。

実際空き家も空き地もふえているということを高知市が特に言っておりますし、我々もそう考えております。その中で線引きもどうするかという議論にならないといけません。ただ、高知広域という都市計画区域と線引きを行うか行わないかは県が決定しています。ことしの委託の中で、実際線引きをやめたらどうなるかっていうようなことも検討しています。やはり都市計画課としては大きな流れである集約型へつながるように、元気な人は市街化調整区域に行かなくても、まずは市街化区域へ行っていただくということが基本だと考えています。

◎森田委員 都市計画課マターではそういうことでしょうか。土木部長もおいでですけど、高知市で浸水家屋にいる人が14万人と。高知県全域では被災世帯が3分の2ですから、75万人のうちの50万人ぐらいが罹災するわけです。罹災して家・財産を失った全ての人を体

育館に収容できるわけではないので、そういうことを思うと、罹災者になる数そのものを今から減していくことで行政負担が軽くなると思います。行政が何十万人ものお世話をできるわけないですから、事前復興住宅という考え方も当然ありますし、あるいはこの線引き解消で高台に上られる人はどんどん上がってもらおうと。

それから線引きだけではなしに、地目の変更とか農地の転用など、土木部とか都市計画課だけではなしに、高知県全体として考え、健康な人はやはり自分の命は自分で救えるときにどんどんする。そうすることによって、残された罹災した人に手厚い行政サービスが行くことにもなるわけです。手前で安全なところに財産持って上がった人には、もう行政負担をかけないことになるわけです。全くではなくても、行政負担は非常に軽くなる。

行政負担がかかる方、完全に罹災する人の数をできるだけ事前に減らすということを考える。都市計画課にだけ話してもいきませんが、農地も含め、線引きも含めて、いかに高知県の罹災者数を減らすか、あるいは自活できるように今からいかに準備をするか、全体罹災者をいかに減していくか。残った人、被災した人にどうしたら行政サービスを手厚くできるか、そうすることによって手厚いサービスになっていくわけです。

土地活用の有用性なんかは日ごろはそのとおりですが、平常時ではなく、いよいよ身近になって時間がなくなってきたときには、そんなことも非常事態対応でやっていくべきではないかと思います。線引きの緩和、土地利用規制のことなんかもぜひ庁議メンバーで話題に乗せて、それぞれの部署が超越して、罹災する人の数を減らしていくと。

行政が50万人みんな世話できたらいいですけど、世話できないのであれば1万人でも減らせば、49万人のお世話になるわけですから、そこら辺の視点を県も市町村も持って、事前に使える土地は使うと。もし、50年100年たっても津波が来ずに、めちゃめちゃな土地活用になってしまったということになれば、それは私も心配は残る部分はありますが、そんな心配もしながら、いよいよ差し迫ったということで、国も県も物すごいお金をかけて本格的にやっていますので、そのことを思うとうそじゃないですから、少々土地が乱雑で不適用な利用になるかもしれませんが、その後、復興時点でまた土地利用はしっかり線を引いてやっていくということにして、今はできるだけ命を救う、財産を救う、後々の人の負担をできるだけ軽くするような方向性で検討していただきたいと思います。部長に感想がありましたらお聞きしておきたいです。

◎奥谷土木部長 委員おっしゃいました、人の命を救う方策としていろいろあるかと思えます。今のこういう都市計画の規制を緩和してやるのも一つの方策だと思いますし、実際こういう規制緩和を行った町の事例も勉強しましたが、完全に規制をゼロにしたということはないです。やはりこれにかわる何かの規制をかけて、良好な市街地が形成される工夫はしているところであります。

代替手法としての規制の考え方も全国に少し事例がありますので、そういったところを

勉強させていただき、先ほど委員おっしゃられましたように、事が起こってから罹災者を助けるよりは圧倒的に費用がかからないのではないかという議論もございます。そういったところの事例も勉強させてもらって、特に良好な農用地など土地の使い方の調整もありますので、利害関係と申しますか、関係の深い部署とまずブレインストーミングとかをやらせていただきたいと思います。

それから土地全体はいろんな用途で使っていきますので、事前復興住宅とか例えば被災後の土地利用といった話も実は動いているところもあります。先ほど庁議メンバーでという話もございましたので、それに近い形になるように順次検討の輪を広げていって、大きな輪の中で検討させていただきたいと思います。

◎森田委員 前向きな御答弁いただきましたので、土地利用の関係があるところのブレインストーミングについては、ブレインストーミングだけで終わらないように、その後について具体的な移動作業もたくさんありますので、ぜひとも早く庁議メンバーでの高知県の決定をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎西森（潮）委員 今の話と関連で、課長から高知市の話があったけど、高知市も市街化区域内でという話があったけど、高台の団地なんかは震災があるまでは売れなくて困っていたけど、今余裕はないです。あちこちの高台で造成して建てているけど、ほとんど完売しています。だから、南国市の避難タワーの話もあったけど、もし津波という事態になれば、命は救えるかもしれないけど建物なんかの財産は失うよね。調整区域とか地区計画とかによって民間の新たな宅地造成を促して、行ける人は行くということにして、どうしても行けない高齢者とか弱者とかは公営住宅で避難地域から救っていくということをしなければならないと思います。

自民党の国土強靱化本部の二階さんとも話をしたら、そのとおりでと言っていました。国土強靱とか言っているけど、実際には個々人がもっと自由に高台へ行けるということをししないと本当は救えないでしょうという話で、これについては附帯決議とかいろんなことを考えていきたいと言っていました。

高知市と県がちぐはぐになっているというような話もあったけど、それは同じ県民の命を救う、災害から高知県を守るという観点からもっと真剣に考えてもらいたい。都市計画課というのはどちらかと言うと規制する課なので、そういう理屈かもしれないけど、県全体としては今までの都市計画の概念を超えて、次の想定される災害にどう立ち向かうか、事前に災害から県民・市民を守るためにどうすべきかということを実際にやるべきだと思います。

黒潮町なんかでも高台移転のことを言ってるけど、全部が一緒に行かなかったらなかなか難しいでしょう。だから、行く人行けない人の区分けができたみたいになって、今ちょっと頓挫してますよね。黒潮町なんかでも自由に団地をつくって行ける人は行かせて、どう

しても高齢で余裕もないような人は県営とか町営の公営住宅をつくって、命を守るということをしていくべきだと思います。自分の金で行ける人は今からどんどん行けるような施策にしたらいと思います。これにはいろいろ問題もあると思うけど、そうしなかったら問題解決にならないと思います。二階さんとも、福井さんともこの問題についていろいろ議論しましたが、確かにそのとおりだということをおっしゃっているので、国に対しても制度的、法的な不備があるのであれば、高知県は津波とかで一番被害が想定される県なので、こういう法律にしてほしいとかいうことを提案していくべきではないですか。

◎天野都市計画課長 委員がおっしゃいましたように、南国市も香美市もですけど、市町村がまず地区計画をベースとして、受け皿を整理というか、計画をしてもらいたい。そうすることによって、そこはほとんど市街化区域と同様の土地利用ができますので、行きたい方は行ける。計画を持っている我々としては、ばらばら行くのではなくて、やはり市町村がその受け皿として、地区計画というものを作ることをお願いしております。

◎西森（潮）委員 今までそんな話は一つもなかったじゃないですか。

◎天野都市計画課長 個別ではなく、地区計画についてはずっと前から言っていたと思います。まずは市町村が計画的に地区計画を作ることを一番初めに考えてくださいということはおっしゃっております。

ただ、高知市につきましては、工業団地等の地区計画については積極的にやっていくと聞いていますけれど、住居系の地区計画については、作ることをあまり考えていないということも聞いています。高知市は中核市で、開発許可については個別に許可権限を持っておりますので、今後も調整が必要になってきます。

◎西森（潮）委員 高知県の人口の40%が高知市やから、高知市がやらないと言ってそのままにしてたら、県民の命を守るということにはならないよね。そこらあたりは強力にどうやって県民の生活を守るかと、しかも高知市の平地のところはこの図で見たらほとんど浸水区域ですから、どうやって守るのかということを高知市と詰めて、どういう方法があるか、どうすべきかという結論を出していくということをしていかないのではないですか。

◎天野都市計画課長 高知市と県は、まずは審査会で諮っていくと。高知市は全部こういう今法にないものについて審査会にかけて許可するようにしていますので、これについては高知市も県と同時に動けるような形で、県の運用を見ながらやっていくように強力に話をしていくつもりです。

◎西森（潮）委員 きょう市長のパーティーがあるき、言っておきます。

◎三石委員長 以上で質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

これより採決を行います。

今回は議案数3件で、予算議案2件、条例その他議案1件であります。

それでは採決を行います。

第1号議案「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎三石委員長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、あす、明後日の委員会は休会とし、9日の木曜、10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時30分閉会)